

第5期ねやがわ男女共同参画プラン

令和3（2021）年～令和12（2030）年

素案

令和2年 月
寝屋川市

表紙の裏

市長メッセージ

凡例

目 次

第1章 プランの基本的な考え方	6
1. プラン策定に当たって	6
2. プランの目指す姿（案）	6
3. 基本的な視点	7
4. プラン策定の背景	8
5. プランの概要	10
第2章 市の男女共同参画に関する現状	12
1. 「第4期プラン」における目標値の達成状況	12
2. 「第4期プラン」の取組と課題	13
第3章 プランの内容	18
プランの体系	18
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進	20
基本目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保	29
基本目標Ⅲ 男女共同参画を基盤とした文化の浸透	37
第4章 プランの推進	44
1. 男女共同参画推進体制の確立	44
2. 市民・関係機関等との連携	45
3. プランの進行管理	45
4. 計画推進のための目標値（案）	46
参考資料	48
1. 男女共同参画に関する統計	48
2. 男女共同参画に関する年表	61
3. 用語解説	61
4. 寝屋川市男女共同参画審議会委員名簿	61
5. 寝屋川市男女共同参画審議会 開催経過	61

第1章 プランの基本的な考え方

1. プラン策定に当たって

「男女共同参画社会基本法」では、国と地方公共団体は、共通の基本理念にのっとり、施策を行うことにより、全体としての男女共同参画社会の形成を目指すことが規定されています。このため、都道府県は国の男女共同参画基本計画を、市町村は国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案してそれぞれ計画を策定することとされています。

本プランは、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指す取組を寝屋川市で具体的に推進するためのものです。

2. プランの目指す姿（案）

性別に関わらず多様な生き方を選択できる

活力あふれる豊かな男女共同参画社会の実現

第六次寝屋川市総合計画（計画期間：令和3年度～令和9年度）では、寝屋川市の将来像を、「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川 ～イノベーションの創出～」とし、寝屋川市の新たな未来を切り開くため、従来の枠組みに捉われない新たな価値とイノベーションを創出し、現在の市民及び将来の市民に選ばれるまちを目指しています。“新たな価値とイノベーションの創出”には、性別に捉われない多様な価値観や視点が欠かせません。

本プランは、男女共同参画社会基本法における基本理念と第六次寝屋川市総合計画で掲げる将来像を踏まえ、誰もが人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮できる活力にあふれた豊かな男女共同参画社会をつくることで、いきいきと暮らせるまちを目指します。

3. 基本的な視点

「男女共同参画社会基本法」の基本理念を踏まえ、社会状況の変化による新たな課題も念頭において、以下の基本的な視点を基盤として、本プランにおける関連施策や取組を推進します。

(1) 持続可能な活力ある社会を次世代に引き継ぐ

持続可能で活力のある社会の実現は、我が国のみならず世界共通の目標となっています。そのためには、あらゆる分野においてジェンダー平等、男女共同参画の視点が常に確保されることが必要です。

(2) 実質的な男女の平等の実現に向けた取組の強化

我が国は、男女間の格差を示す国際的な指標である「ジェンダーギャップ指数」が先進国中、極めて低位に位置しており、中でも政治・経済分野における男女格差の縮小が国を挙げての課題となっています。女性が十分に参画できていない分野への目標達成とその先の実質的な男女の平等の実現に向けた、ポジティブ・アクションも含めた積極的な取組が必要です。

(3) 男女が共に実現する、あらゆる分野での活躍

男女共同参画は、女性だけでなく男性も豊かな人生を送ることにつながります。働く場面、地域における様々な活動などのあらゆる分野で、男女が活躍できるよう、性別に関わらず、仕事と家事・育児・介護やその他の生活を両立できる環境が整備される必要があります。

(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

被害者の多くが女性である、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。）に加えて、主に若年女性が被害を受ける性暴力の問題が顕在化するなど、女性に対する暴力をめぐる状況が多様化しています。女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要があります。

(5) 市民等と行政のパートナーシップによる取組の推進

男女共同参画社会の実現には、行政における施策の推進だけでなく、市民・地域・団体、事業者による主体的な行動や取組が欠かせません。そのため、市民・地域・団体、事業者への働きかけとともに市民等と行政のパートナーシップ関係の構築を図ります。

4. プラン策定の背景

(1) 世界における近年の動向

国連を中心に進められてきた、世界における男女平等・男女共同参画の取組では、昭和 54 年に採択された「女子差別撤廃条約」と、平成 7 年に開催された「第 4 回世界女性会議（北京会議）」において採択された、「北京宣言・行動綱領」が、現在に至るまで、世界における男女平等・男女共同参画推進の国際規範・基準となっています。

平成 27 年には、国際社会共通の目標として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」における 17 の目標の一つとして「ジェンダー平等の実現」が設定されています。今後は、「北京行動綱領」と「2030 アジェンダ（SDGs）」といった国際合意事項の確実な履行が課題となっています。

また、令和元年に、日本で開催された「G20 サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）」の成果文書「G20 大阪首脳宣言」には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されています。

このように、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」は、人権の視点からも社会経済発展の視点からも世界共通の課題として共有されています。



(2) 国における近年の動向

我が国では、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において、『女性の力』は、これまで活かしきれていなかった我が国最大の潜在力であると表現され、「女性の活躍推進」が重点施策に位置付けられました。平成 26 年には、内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、「すべての女性が輝く政策パッケージ」が取りまとめられました。同本部では、平成 27 年からは毎年、「女性活躍加速のための重点方針」が決定されています。

主な法制度の動向としては、平成 28 年に、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「ストーカー規制法」がそれぞれ改正されました。平成 30 年には、政治の分野における男女共同参画を目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）」が公布・施行されました。また、同年には長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や公正な待遇の確保を目的とした「働き方改革関連法」が成立しました。

令和元年には、平成 28 年 4 月に施行された「女性の就業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」といいます。）」の一部改正が行われ、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表義務の対象が、常時雇用する労働者 101 人以上の事業主に拡大（令和 4 年 4 月 1 日施行）されます。また、同年にセクシュアル・ハラスメントなど職場でのハラスメント防止対策の強化を目的とする「男女雇用機会均等法」等の改正や住民票、マイナンバーカード等への旧姓併記も施行されています。

(3) 大阪府における近年の動向

大阪府では、平成 13 年にすべての人が個人として尊重され、性別に捉われることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現を目指し、「おおさか男女共同参画プラン」を策定しました。平成 18 年に一部改訂後、その後の後継計画としては、平成 23 年に「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」策定、平成 28 年に「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」策定と続いています。平成 29 年には「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (2016-2020)」を策定しました。

令和元年 10 月には、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行され、令和 2 年 1 月からは、同性パートナーに対する「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」が開始されています。

(4) 寝屋川市の取組

相談支援、就労支援、啓発等の取組

本市では、平成 25 年度から、DV被害者緊急一時保護事業委託を開始し、翌年度に、DV加害者対応マニュアルを作成し、庁内及び関係機関へ配布しました。

平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、男女共同参画推進センター（ふらっと ねやがわ）で実施している女性の心の悩み相談（カウンセリング）の面接相談の実施日数を毎週水曜日の 2 枠から 3 枠に拡充、毎月第 3 木曜日の 3 枠を拡充や女性の就労・キャリアアップ等に関するセミナーの開催を年 3 回以上に拡充しました。

また、ねやがわシティ・ステーション内に地域就労支援センターとハローワーク枚方職業紹介コーナーを併設し、就労相談や職業紹介・求人情報の検索などの就労支援を行っています。平成 29 年 9 月には、産業振興センターにハローワーク枚方の専門スタッフによる出張マザーズコーナーを開設し、翌年 7 月には、更に利用者の利便性の向上を図るため RELATTO（子育てリフレッシュ館）に移設し、子育て中の方の就労支援に取り組んでいます。

男女共同参画審議会については、平成 28 年度から、審議会の更なる充実と議論を深めるために、開催回数を 2 回から 4 回に拡充し、平成 29 年度には、子どもたちの男女平等意識の向上を目指して、男女共同参画啓発冊子「男女共同参画って、なーに？」の企画・編集を行い、市立の小・中学校、幼稚園、保育所に配布しました。

平成 30 年度には、中核市移行に伴い、LGBTなどの性的少数者に配慮した取組推進の一環として、申請書等の性別表記調査を実施し、公的書類の性別欄の全庁的な見直しを行いました。取組を通じて、各職員に性的少数者についての正しい理解と配慮を求めました。

令和元年度には、より一層、市立の小・中学校におけるいじめ防止対策を推進するための組織を市長部局に設置し、いじめ対応及びいじめ防止対策を推進するとともに、市職員間におけるハラスメント防止対策の強化に取り組んでいます。

子育て支援、両立支援の取組

平成 27 年度から、子ども・子育て支援新制度が開始されたことにより、本市では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実等を目指す「第 1 期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、また、令和 2 年 3 月には、「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」、「母子家庭等自立促進計画」、「子どもの貧困対策計画」を内包する「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」を策定して、総合的な子育て支援と保護者の両立支援に取り組んでいます。

平成 28 年度には、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、市の実情に応じて留守家庭児童会及び放課後子供教室を効果的に実施できるように検討を行う「放課後子ども総合プラン運営委員会」を設置して、市立小学校における児童の放課後対策を充実することで、子どもの健全育成と保護者の安心に努めています。

また、本市では、既存保育所等の定員増や定員弾力化による児童の受入れなどの待機児童対策を積極的に推進することで、北河内7市で唯一、平成 26 年度から 3 年連続で 4 月 1 日時点における待機児童 0 人を達成しました。しかし、保育士不足の深刻化によって、平成 29 年 4 月 1 日時点の待機児童 0 人の継続が危ぶまれる事態となったことから、平成 28 年度に、保育士の処遇改善等の確保対策を盛り込んだ「待機児童 ZERO プラン」を策定し、平成 29 年度以降も、各年度 4 月 1 日時点の待機児童 0 人を達成してきました。令和元年 7 月からは、将来を見据え、保育の質の向上を視野に入れた年間を通じた待機児童 0 人に取り組むため、取組期間を 2 年延長し、潜在保育士就職促進事業等の事業を拡充した「待機児童 ZERO プラン R」の取組を推進しています。

平成 30 年度には、子育て総合支援拠点として「RELATTO（子育てリフレッシュ館）」を開設し、また、同年度には「子育て世代包括支援センター SKIP～すきっぷ～」を保健福祉センター及び RELATTO（子育てリフレッシュ館）内に設置して、妊娠期から子育て期にわたる保護者と子どもに対する切れ目のない支援を行っています。

5. プランの概要

(1) プラン策定の経緯

本プラン策定に当たっては、学識者や市議会議員、関係団体、公募市民で構成する、男女共同参画審議会における数次にわたる審議のほか、「男女共同参画に関する意識調査」やパブリック・コメントの実施による市民の意識及び意見等の情報を収集することにより、本市の実情に即したプランの策定に努めました。本プランは、男女共同参画社会の実現という目的のために、市民・地域社会、企業と行政が協働し、それぞれの役割を担い、課題を解決するための指針となるものです。

「男女共同参画に関する意識調査」の概要

調査の種類	対象者	有効回収数（率）	
市民意識調査	20 歳以上の市民 3,000 人 (男女各 1,500 人)	1,099 件	(36.6%)
事業所実態調査	従業員が 10 人以上の市内事業所 1,000 か所	357 事業所	(35.7%)
小学生から大学生への調査	小学校 6 校 278 人	252 件	(90.6%)
	中学校 6 校 250 人	220 件	(88.0%)
	高校 3 校 276 人	250 件	(90.6%)
	大学 2 校 250 人	244 件	(97.6%)

調査期間：令和元年 9 月～11 月

(2) プランの構成

本プランの構成は、プランが目指す 3 つの「基本目標」と、「基本目標」を実現するために取り組む「課題」、課題解決に向けた施策推進のための「施策の方向」を設定し、体系化しています。

(3) プランの期間

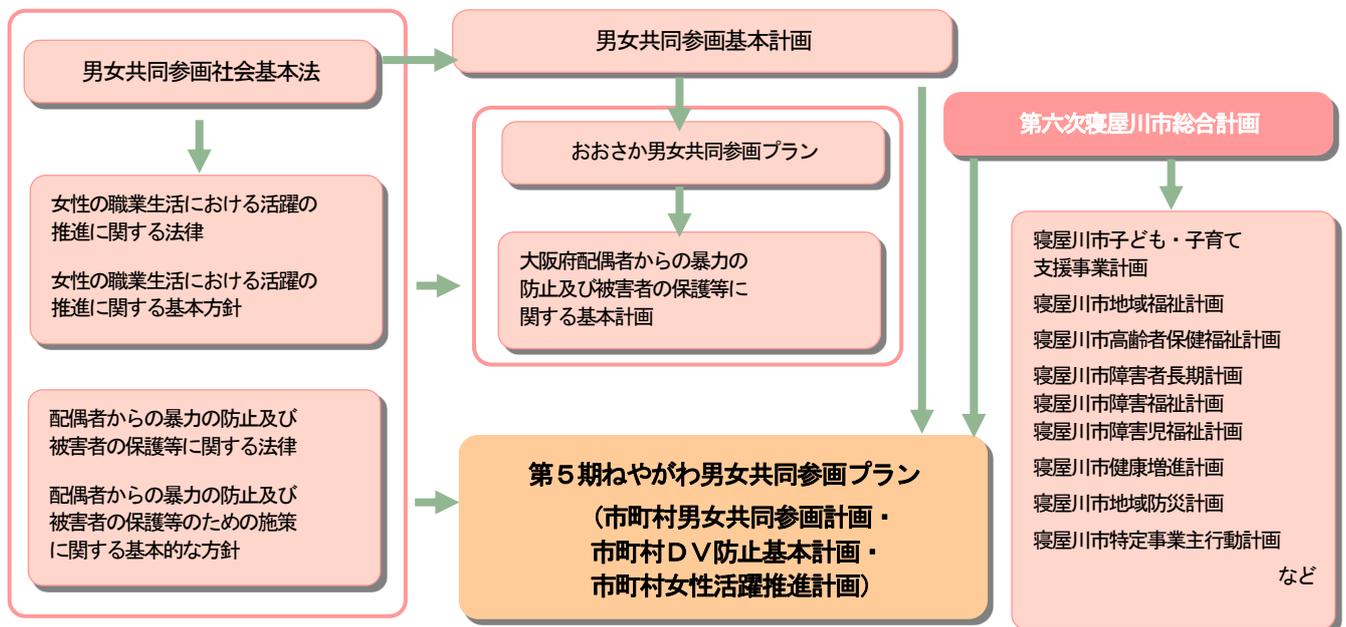
本プランの期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

なお、社会状況の変化等、男女共同参画施策を取り巻く状況に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

(4) プランの位置付け

- ①本プランは、「男女共同参画社会基本法」に基づいて、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するためのプランで、推進すべき基本目標とそれに基づく具体的取組を明らかにしています。
- ②本プランは、「第六次寝屋川市総合計画」を推進するための分野別計画で、子育て、保健、福祉等に関する関連計画と整合性を図りながら策定し、男女共同参画の視点で横断的に捉えています。
- ③本プランは、「男女共同参画社会基本法」に示された「国の責務・地方公共団体の責務・国民の責務」を踏まえ、行政とともに市民等の主体的な参画を得ながら、取組を推進するための指針となるものです。
- ④本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」といいます。)及び「女性活躍推進法」に規定される「市町村DV防止基本計画」「市町村女性活躍推進計画」を包含しています。

【 計画の位置付け 】



第2章 市の男女共同参画に関する現状

1. 「第4期プラン」における目標値の達成状況

「第4期ねやがわ男女共同参画プラン（以下、「第4期プラン」といいます。）」で設定した目標値の達成状況は、全12項目のうち、4項目が達成となっております。なお、未達成項目については、今後も目標値の達成に向けて、検証・改善していく必要があります。

【「第4期プラン」における目標値】 は目標達成項目

基本目標	指標	第4期プラン 策定時	令和2年 4月1日現在	令和2年度までの 目標数値
I	審議会等委員への女性委員の登用比率	26.3% H22年4月1日現在	27.3%	30.0%
	女性委員のいない審議会等の割合	24.0% H22年4月1日現在	4.2%	0%
	市職員の女性管理職比率	係長以上 16.2% H22年4月1日現在	係長以上 17.6%	係長以上 30.0%
II	「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合	61.0% H22年度	62.1% R元年度	70.0%
	ジェンダー(社会的・文化的性別)の認知度	40.5% H21年度	<input type="checkbox"/> 77.2% R元年度	50.0%
III	「職場」において「男女平等」と感じる市民の割合	24.4% H21年度	20.4% R元年度	35.0%
IV	保育所(園)の利用率 (保育所(園)を利用できる乳幼児の割合)	31.7% H22年4月1日現在	<input type="checkbox"/> 44.9% ^{※1} R元年度	40.0%
	地域子育て拠点の箇所数	6か所 H22年4月1日現在	<input type="checkbox"/> 12か所 R元年度	12か所
V	地域包括支援センターの相談件数	2,502件 H21年度	<input type="checkbox"/> 5,671件 R元年度	3,700件
VI	乳がん検診の受診率	11.8% H21年度	4.0% R元年度	30.0%
VII	DV(ドメスティック・バイオレンス)の認知度	89.5% H21年度	97.1% R元年度	100%
	配偶者等からの「壁に物を投げるなど、脅かす」行為について、暴力と認識する人の割合	70.9% H21年度	79.4% R元年度	100%

※1：保育所・認定こども園の確保量/0～5歳人口×100（第2期子ども・子育て支援事業計画）

2. 「第4期プラン」の取組と課題

「第4期プラン」における基本目標ごとの主な取組と課題は以下のとおりです。

基本目標Ⅰ 男女が共に参画する社会づくり

【取組】

審議会等の女性委員比率のヒアリング調査等を実施し、所管課に改善の依頼を行っていますが、過去10年間の女性委員比率は約25.0%で、横ばいで推移しています。

また、平成28年4月に施行された「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画の策定、平成30年3月には、平成30年度から令和2年度までの3年間の取組を明記した「第4期プラン～女性活躍推進版～」を策定し、令和元年度には女性管理職の割合が19.0%と急増しています。

自助・共助の消防・防災の取組としては、令和元年度に女性班から女性分団へ格上げを行い、地域の防災訓練や応急手当の指導で特に活躍しています。

【課題】

審議会等の女性委員比率の推移を見ると平成31年4月1日現在26.6%と微増しているものの目標数値の30%には届かず、引き続き取組が必要です。

地域における意思決定過程への女性の参画率を見ると、PTA、老人クラブが35%以上であるものの他の分野での比率は低いままにとどまっていることから、共助のしくみづくりをこれまで以上に進めていく必要があります。それには、女性自身の参画意識を高めるなど意識変革への取組も必要です。

近年、大型台風や地震などの災害が多発しており、災害時における、女性や障害者等に対する配慮が不十分であったり、性暴力被害が起こったりする事例が報告されています。日頃から男女平等・男女共同参画意識を醸成し、多様な人々の参画による災害対策や避難所運営が実施できるように環境を整えていくことが必要です。

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現に向けた文化の創造

【取組】

本市では、大人、子どもそれぞれを対象にした広報誌やSNSについては平成29年度に導入したアプリのインストール数が30,000件を超え、令和元年度からは市公式ツイッターを導入するなど、若い世代が受け入れやすい多様な媒体を通じた情報発信を行っています。

また、男女共同参画推進センターでは、男女共同参画に関わる様々なテーマのセミナーなどを開催しています。中でもこれまで女性の参画が少ない分野である科学分野について、親子で参加できる科学に関する講座を実施したり、情報誌「ルユミエール」の中で、女性の少ない分野あるいは男性の少ない分野で活躍する人を紹介するなど、性別に捉われない職域へのチャレンジを啓発しています。

【課題】

「市民意識調査」の結果では、性別による役割分担に否定的な意識の市民が女性64.8%・男性58.6%と、男女共に前回調査と比べて大幅に増加していますが、目標数値の70.0%には届いてい

せん。また、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるのがよい」「子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ」「妻子を養うのは男の責任である」という考え方については、前回調査よりも減っているものの「そう思う」割合が約半数を占め、特に男性においては、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるのがよい」「妻子を養うのは男の責任である」で60%前後と高くなっています。

また、学校教育の中では、教職員及び子どもに対して、進路指導や職業観の育成において男女の区別なく能力をいかせるような意識付けや情報収集・提供が求められます。

男女共同参画推進センターについて、「市民意識調査」では、特に重要な機能をたずねたところ、「男女それぞれの立場に立った心の悩みなどの相談に応じる」が47.0%で約半数を占めたものの、啓発・学習・自主活動の支援などについては10%台以下の割合となっており、セミナーなどへの参加者が少ないのが現状です。今後も男女共同参画推進センターの認知向上のため周知するとともに、様々な対象のニーズに合った、企画や開催日時の検討などを含め、様々な機会を捉えて広報・啓発の必要があります。特に、次代を担う子どもや男性に向けた有効な手段を講じる必要があります。

基本目標Ⅲ 働く場での男女共同参画の推進

【取組】

本市では、地域就労支援センターにおいて、就職困難者を対象とした就労相談を実施しています。平成28年度から、週2回の相談日を週4回に拡充して相談対応を行っています。相談者に占める女性の割合はおおむね3割程度で、相談者のうち1割程度が就職に結び付いています。

また、平成29年9月から、大阪労働局との協定に基づき、子育て中の人を対象とした出張マザーズコーナーを月2回開設し、子育て中でも身近な場所で就労相談が受けられる取組を開始しました。同年度は、延べ31人の利用に対して、平成30年度は、延べ57人と増加しており、利用が進んでいます。

「第4期プラン～女性躍進推進版～」に位置付けている「起業に関する情報提供」としては、毎年開講している「創業支援セミナー」「起業講座」の参加者では、おおむね女性が半数を超えており、女性の関心が高いことがわかります。

【課題】

「市民意識調査」の結果では、職場における男女の地位の平等感について、「男女平等」と感じる割合が、女性18.0%・男性23.6%で、目標数値の35.0%に届いていません。また、男女共に63%以上が「男性優遇」と答えており、前回調査を下回りっておりますが、引き続き、改善に向けた取組が必要です。

「事業所実態調査」では、従業員数「1～50人」「301人以上」において女性管理職の割合が27.1%・32.4%と高くなっており、一定の女性登用が進んでいることがうかがえますが、職場での男性優遇感は根強い状態です。

しかしながら、特に子育て世代の女性の就労率は上昇しており、女性の働く意欲が高いことがうかがえ、「事業所実態調査」からも、人事の方針として「長期雇用の維持」「若年者の雇用拡大」「女性社員の登用及び活用」は上位に挙げられていることから、雇用者と事業所双方に向けた取組を進めていく必要があります。

令和2年3月に始まった新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言では、感染防止のためのフレックスタイム制やテレワークなど多様な働き方を導入する契機となり、労働者の働きやすさにつながる可能性が示唆されています。

基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和の実現

【取組】

本市では、子育て中も働き続ける女性の増加を背景とした保育ニーズの高まりに対応するために、平成28年度に「待機児童ZEROプラン」を策定し、保育士確保のための様々な方策と保育士が働きやすい環境整備を行い、平成30年度及び令和元年度は年間を通じて待機児童0人を達成しました。

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）は、対象年齢の拡大、開所時間の延長、土曜日開所の拡充を順次行い、働く男女を支援しています。また、RELATTO（子育てリフレッシュ館）の開設、子育て世代包括支援センターの設置、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業等の充実に取り組んでおり、これら仕事と育児の両立支援にかかる事業は、平成30年度に子育て家庭を対象に実施したニーズ調査の結果に基づいて、令和2年3月に「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、見込み量と確保策を定めています。

男女がともに子育てに関わる意識を醸成するための取組として、父親も参加しやすい子育て講座の開催や、平成25年度からパパママ体験教室の開催、父子健康手帳の交付も実施しています。

【課題】

男性の育児や介護など家庭生活への参画は、女性の家庭以外の場所での参画につながります。しかし、「市民意識調査」を見ると、「父親が育児に参画することは当然なので、男性も育児休業を取得するほうがいい」と思う人が多い一方で、「職場の雰囲気として男性は育児休業を取得しづらいと感じる」「育児休業を取得した場合、世帯の収入が下がるため、生活ができるか心配」などといった男性が育児休業を取得しづらい状況がうかがえます。

仕事と家庭の調和に関する取組は、男女平等の社会の実現のためには必要不可欠なものです。子育て環境の整備、男性の家事・育児・介護への参画、多様な働き方の創出など、各方面に向けた施策を行う必要があります。また、事業所の積極的な取組が求められます。

また、「寝屋川市総合計画策定に係る市民ワークショップ報告書」（平成31年3月）の結果から、参加者が寝屋川市でやってほしい取組の中に「男性だけの料理教室」が挙げられており、市民ニーズの掘り起こしと事業の効果的な広報の必要性がうかがえます。

基本目標Ⅴ あらゆる人が生きがいを持って安心して暮らせる環境整備

【取組】

高齢者やその家族の支援に関する取組は、3年ごとに策定する「高齢者保健福祉計画」に基づき、適正な介護保険事業の実施に努めています。介護予防や認知症の人への支援及び家族介護者への支援は、中学校区（12か所）ごとに設置している地域包括支援センターを中心に地域や関係機関と連携しながら地域に密着した情報提供や相談支援、家族介護者、男性介護者の自主的な活動の支援などを実施しています。

障害者への取組は、「障害者長期計画」及び「障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの充実、公共施設・情報のバリアフリーの取組、交通手段の確保、防災対策などに取り組んでいます。また、障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク枚方等と連携して「寝屋川エルガイダンス」を開催し、就労者の体験談・企業の受け入れ方針等の講演、模擬面接等を実施して、一般就労につながるよう支援しています。

ひとり親家庭については「第2期子ども・子育て支援事業計画」の中に「母子家庭等自立促進計

画」を内包して策定し、ひとり親家庭に対する経済的支援、相談体制、就労支援等を行っています。

【課題】

国勢調査（平成 27 年）によると、本市の高齢化率は令和 2 年で推計 32.1%と約 3 人に 1 人が 65 歳以上です。世帯構造については、単独世帯の割合が最も高く 28.3%、ひとり親家庭は母子・父子を合わせて約 10%となっています。また、障害者や在住外国人、性的少数者など多様な家族形態や価値観、置かれた状況が様々な人々が暮らしています。

高齢者については女性の割合が高く、若い時からの働き方が反映され経済的に自立困窮する場合があります。ひとり親家庭においても同様の傾向があります。新型コロナウイルス感染症による経済面、生活面への影響は、こうした社会的に弱い立場の人に特に大きく現れています。

高齢者や障害者、ひとり親家庭、外国人、性的少数者など複合的な困難に陥る可能性が高い市民に対して、それぞれの立場に立った相談や支援の提供が必要です。そのためには、一人ひとりの状況を的確に把握し、有効な手立てを講じることのできるよう、きめ細やかな対応が必要です。特に男性に対しては、仕事偏重の生き方によって地域に参加できずに孤立したり、家事や介護の技術不足などによる負担が大きいと考えられ、きめ細かい支援が求められます。

基本目標Ⅵ 生涯を通じた心と身体の健康づくり

【取組】

健康づくりについては、各種がん検診、妊婦健康診査などを実施するとともに、「特定健康診査等実施計画」「国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づいて、生活習慣病の発症や重症化、合併症の予防に重点を置いた取組を進めてきました。また、「子ども・子育て支援事業計画」では妊娠期から乳幼児期にかけての健康づくりが、「高齢者保健福祉計画」では高齢期の健康づくりの推進方策がそれぞれ示され、これらに基づいて市民のライフステージ別の健康増進に取り組んでいます。また、毎年市内作成している「健康づくりプログラム」の中で、市の健康づくり事業を広く周知・啓発するとともに、「健康長生塾」等の様々な事業を実施しています。

子育て世代包括支援センターでは、保健師等による母子健康手帳交付時の全数面談や子育て支援プランの作成、子育てに関する情報提供等を行っています。また、プレママ教室、パパママ教室、マタニティヨガの実施を通して支援を必要としている母親に対して、保健師等につなぐなどの妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をしています。

また、男性の心身の健康づくりとしては、男女共同参画推進センターにおいて電話での男性のための悩み相談（カウンセリング）を実施しています。

【課題】

乳がん検診の受診率については、平成 31 年 4 月 1 日現在で 4.0%と目標数値の 30%を達成していない状況です。受診率の向上に向けて、乳がん検診やその他の各種がん検診の受診をしやすくするために、手軽に受診できる費用設定や利便性の向上など、受診しやすい環境を整備する必要があります。妊娠期から産前・産後の女性は身体に大きな変化が起こることから、日常生活、栄養、環境など様々なことに気を配る必要があります。また、一人の女性が産む子どもの数が減少し、母親自身のきょうだいの数も少なくなっていることから、大人になるまでに乳幼児に接した経験がない人が増えています。そのため、乳幼児の接し方が分からない、子育てに不安や負担感が大きいといったことが起こる背景ともなっており、妊娠・出産・育児期の女性に対するきめ細かな支援の仕組

みが求められています。

男女共同参画推進センターでの男性のための悩み相談は、平成 29 年度には延べ 24 件の相談がありました。他の年度では 10 件台で推移しています。相談窓口の周知を工夫して、男性が気軽に相談できる体制が必要です。

基本目標Ⅶ 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

【取組】

「女性に対する暴力をなくす運動」「児童虐待防止推進月間」「人権週間」などの機会を活用して広報、啓発を行っています。

男女共同参画推進センターでは、女性の心の悩み相談として面接相談と電話相談及び女性のための法律相談を実施しており、平成 27 年から平成 28 年には、面接相談の相談日の拡充を行うとともに、心の悩みをもつ女性が交流できる機会として、女性同士で気軽に話せる場の女子会トークを実施しています。

また、全市立小学校 3 年生・6 年生を対象に子どもへの暴力防止プログラム（CAP 学習）、大人の CAP 講座を実施し、子ども自身が自分を守る方法を学ぶ機会を提供しています。

【課題】

「市民意識調査」の結果では、DV という言葉の認知度は高まっていますが、具体的な DV の内容については正しい理解がされていない結果となっています。また、「中学生・高校生・大学生への調査」では、デート DV の認知度については大学生の約半数が「内容を知っている」としているものの、中学生では約 16%にとどまっています。

セクシュアル・ハラスメント、DV、デート DV、性犯罪、児童虐待などあらゆる暴力は許されないことであるという人権尊重意識を高め、あらゆる暴力への正しい理解とそれに立ち向かうエンパワーメントのための情報提供や学習機会、気軽に相談できる相談窓口の周知・啓発が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による自粛期間中に、DV の相談件数が増加したという報告がされています。非常時や災害時のストレスが、暴力の増加に結び付きやすいことも念頭において、相談や支援の体制の検討が必要です。

第3章 プランの内容

プランの体系

基本目標	課題
I あらゆる分野における女性の活躍推進	1. 政策・方針決定過程への女性の参画推進
	2. 地域における男女共同参画の促進
	3. 働く分野における男女共同参画の推進
	4. 仕事と生活の調和の実現
II 暮らしの安全と安心の確保	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	2. 生涯にわたる男女の健康支援
	3. 困難を抱える女性等への支援
	4. 防災・減災における男女共同参画の推進
III 男女共同参画を基盤とした文化の浸透	1. 男女共同参画の意識づくり
	2. 多様な選択を可能にする教育や学習の推進
	3. 国際的な協調と貢献

施策の方向	ページ
(1)市の政策・方針決定過程への女性の参画推進	21
(2)女性職員の管理職登用の推進	21
(3)女性の能力開発とリーダー養成	21
(1)地域活動で男女が活躍する環境づくり	23
(2)子育て世代が活躍できる地域社会づくり	23
(1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	25
(2)市職員の配置における男女平等の推進	25
(3)多様な働き方への支援	25
(4)市職員の多様な働き方の推進	25
(5)職場におけるハラスメントの防止	25
(1)仕事と子育ての両立支援	28
(2)仕事と介護の両立支援	28
(3)男性の家事・子育て・介護等への参画促進	28
(1)女性に対する暴力の予防と根絶のための意識の浸透	30
(2)暴力に関する相談支援体制の充実	30
(3)DV等被害者保護と自立支援の推進	30
(4)性犯罪・性暴力の予防と被害者支援	30
(5)DV被害者支援のための加害者対策	30
(1)生涯の各時期に応じた男女の健康課題への対応	32
(2)性と生殖に関する健康と権利の浸透	32
(3)心の健康対策の推進	32
(1)ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり	34
(2)高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる地域社会づくり	34
(3)多様性を尊重する地域社会づくり	34
(1)地域における防災・減災活動への女性の参画促進	36
(2)避難所運営における男女共同参画の促進	36
(1)男女の人権尊重と法制度の理解促進	39
(2)男女共同参画の視点に立った情報提供や啓発活動の充実	39
(3)男女共同参画の視点に立った広報活動の推進	39
(1)男女平等保育・教育の充実	41
(2)男女共同参画の視点に立った生涯学習機会の提供と仲間づくり	41
(3)男女平等な家庭教育の実践に向けた啓発	41
(4)男女共同参画の視点に立った文化創造活動の推進と支援	41
(1)持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)への貢献	43
(2)男女共同参画に関する国際的な動向の情報収集と発信	43

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

課題1. 政策・方針決定過程への女性の参画推進

本市の審議会等の女性委員比率は、27.3%（令和2年4月1日現在）で、大阪府内の3分の1以上の自治体が30%以上（平成31年4月1日現在）であるのに対し、女性の登用が進んでいない状況です。また、女性委員のいない審議会の割合は低くなっているものの、いまだわずかながら存在しています。

本市における様々な施策についての審議を行う審議会等については、その委員は各種団体から選出する充て職による場合が多く、各種団体の長の男性比率が高い現状から女性が選出されにくいという実態があります。審議会等の女性委員比率を高めていくには、地域の団体における役職者の女性比率を高めていくとともに、団体の長に限らず女性の団体構成員を推薦してもらうという働きかけも必要です。

市職員の女性管理職比率は、「第4期プラン」の目標値として設定している係長以上の割合は17.6%で10年前と比べて1.4ポイントの伸びことどまっています。

男性職員の勤続年数がほぼ一定であるのに対して、女性職員の勤続年数は近年、短縮傾向で離職率も高くなっています。また、課長級の女性比率が高くなっている一方で係長級の女性比率は低下しており、管理職候補の女性職員が少ない状況です。女性職員がいきいき輝く組織づくりのために、全庁的な課題認識と取組が必要です。

各役職段階の職員の女性割合

年度 \ 役職	理事・部長	次長	課長	課長以上	課長代理	係長	※係長以上
平成26年度	12.5%	5.9%	5.0%	6.7%	9.1%	23.8%	16.6%
平成27年度	16.7%	6.5%	6.3%	8.4%	14.3%	22.9%	16.8%
平成28年度	16.0%	3.8%	8.1%	8.8%	7.1%	22.8%	16.6%
平成29年度	15.4%	6.3%	8.8%	9.6%	11.1%	21.9%	16.6%
平成30年度	16.0%	3.3%	17.2%	13.4%	0.0%	20.1%	16.1%
令和元年度	13.0%	3.3%	27.4%	19.0%	18.2%	15.9%	17.4%
令和2年度	12.5%	3.2%	23.3%	17.0%	25.9%	16.7%	17.6%

資料：人事室（各年度4月1日）

※ 理事から係長以上の職員の女性割合

【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1)市の政策・方針決定過程への女性の参画推進

NO	具体的取組	担当課
	審議会等への女性参画の意義について市内の共通認識を深め、団体選出委員における女性推薦の促進などを行い女性の参画率を向上します。	関係課
	審議会等における女性委員の登用比率などの現状について調査します。	人権・男女共同参画課

施策の方向(2)女性職員の管理職登用の推進

NO	具体的取組	担当課
	キャリアパスの明確化により、女性職員の昇任意欲を喚起されるような昇任資格取得制度を推進します。	人事室
	高度な知識・技術を取得し、指導力を有する女性職員の育成を図るため、意欲のある女性職員の外部研修への派遣を積極的に行います。	人事室
	女性職員のキャリア意識を醸成すること及び女性の活躍推進を図るための研修を実施します。	人事室
	女性教員のキャリア形成支援として、力量形成の機会や場の積極的な提供とともに管理職の登用試験受験や研修参加に関わる所属長による声かけの工夫を行います。	学務課

施策の方向(3)女性の能力開発とリーダー養成

NO	具体的取組	担当課
	審議会等に参画し活躍できる女性や男女共同参画に関わる活動を促進するような講座等を実施します。	人権・男女共同参画課
	女性が企画力、表現力など様々な能力を身に付けてエンパワーメントするための啓発事業などに取り組みます。	人権・男女共同参画課

課題 2. 地域における男女共同参画の促進

本市は、大阪府内に勤務する人々のベッドタウンとして成長・発展してきました。これまでは夫婦と子どもからなる世帯の割合が全国平均に比べて高かったのが、近年、急速にその割合が低下しています。一方で、子どもが巣立った後の夫婦のみ世帯の割合が大幅に上昇し、高齢者の単独世帯数も大きく増加しています。

地域で暮らす市民の世帯構造が変化中、本市では、コミュニティづくりと地域協働の推進を目的として、平成 25 年に「地域協働推進プラン」を策定し、地域の支え合いと地域課題を地域で解決する仕組みづくりを進めてきました。現在、市内の全小学校区で地域協働協議会が設立され、住民同士や地域の団体が協力・連携し、地域で話し合いながら、地域住民が参加できる行事や防災、福祉、緑化など地域の特色をいかした活動が行われています。

仕事を通じた人間関係だけの生活を送ってきた方は、リタイア後の生きがいを見つけにくいという課題があることから、リタイア後の市民が地域の活動に積極的に参加して、地域活動の支え手になるとともに、生きがいにつながるようなきっかけづくりや場の提供が必要とされています。また、本市では人口減少に歯止めをかけ、子育て世代の転入を促すために保育所待機児童対策や子育て支援を積極的に取り組んでいます。年少人口比率は全国平均を下回っていますが、近年の合計特殊出生率は全国平均を上回っており、一定の効果が現れていると考えられます。子育てしやすいまちとして、若い世代から選んでもらえるような取組を進めるとともに、男女が家事や育児に積極的に参加し、地域のなかで仲間づくりも行えるような機会の提供も重要です。

地域における意思決定過程への女性の参画率の推移

団体名	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度
市町村防災会議委員総数	39	40	39	39	39	39	39
うち女性委員数	4	4	3	3	4	3	3
参画率	10.3%	10.0%	7.7%	7.7%	10.3%	7.7%	7.7%
自治会長数	198	198	198	199	200	200	200
うち女性自治会長数	19	20	19	21	24	25	28
参画率	9.6%	10.1%	9.6%	10.6%	12.0%	12.5%	14.0
PTA 数	39	41	41	41	41	41	40
うち女性が代表者	10	10	14	13	12	13	14
参画率	25.6%	24.4%	34.1%	31.7%	29.3%	31.7%	35.0%
老人クラブの会員数	10,675	10,675	10,362	10,134	9,670	9,341	9,029
うち女性	6,641	6,661	6,475	6,402	6,124	5,903	5,755
参画率	62.2%	62.4%	62.5%	63.2%	63.3%	63.2%	63.7%
老人クラブの役員数	15	15	14	15	15	15	13
うち女性が代表者	2	2	3	3	3	3	5
参画率	13.3%	13.3%	21.4%	20.0%	20.0%	20.0%	38.5%

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、寝屋川市

【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1) 地域活動で男女が活躍する環境づくり

NO	具体的取組	担当課
	自治会や地域協働協議会等の地域団体における活動において女性が積極的に参加できるよう環境整備を進めます。	市民活動振興室 関係課
	リタイア後の市民が地域活動に参加するきっかけとなるよう情報発信を行います。	市民活動振興室 保育課 人権・男女共同参画課
	男女共同参画推進センターの登録団体の市民企画事業を支援するとともに、他の団体との相互交流などにより、男女共同参画に関わる市民活動の広がりを推進します。	人権・男女共同参画課 関係課

施策の方向(2) 子育て世代が活躍できる地域社会づくり

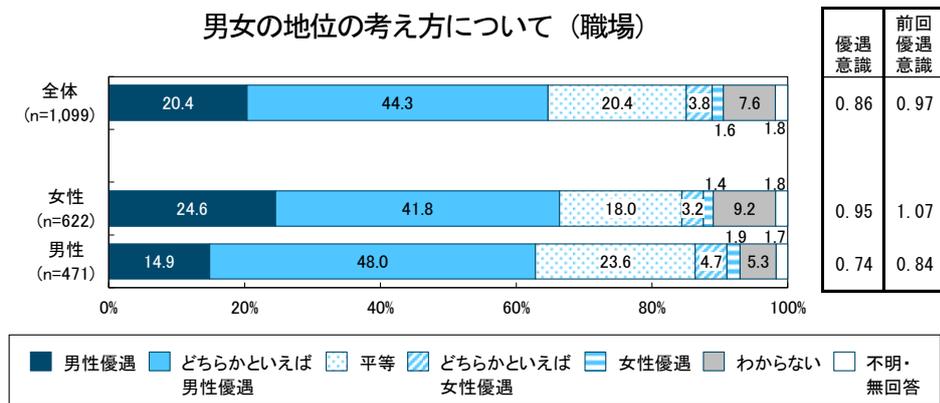
NO	具体的取組	担当課
	育児中の保護者による主体的な育児サークルの立ち上げと活動支援を行い、子育て世代の仲間づくりを推進します。	子育て支援課
	シルバー世代や子育て世代が交流し、ともに地域で活動するためのきっかけづくりを行います。	市民活動振興室 社会教育課

課題3. 働く分野における男女共同参画の推進

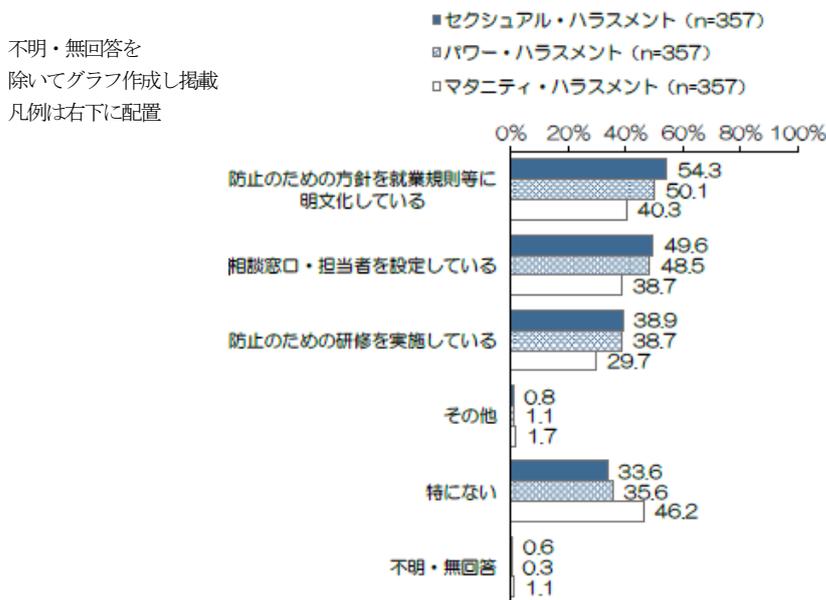
人口減少や少子化により働き手が減少する中、国では「女性活躍推進法」の制定を始めとする女性の労働力に期待する政策を進めています。その結果、全国的な傾向と同様に、本市においても30歳代女性の労働力率は大きく上昇しています。

一方、「市民意識調査」では、職場における男女の地位について、男性の方が優遇されていると感じる人の割合が、男女とも6割を超えており、女性が職業において十分に活躍できる環境とはなっていないことを示しています。また、男性の長時間労働や家事・育児等への参画意識の低さを背景に、女性の方が家事・育児等の負担が大きいことも女性の働き方に影響しています。

近年は、セクシュアル・ハラスメントのほかにも、妊娠・出産を理由として不利益や嫌がらせを受けるマタニティ・ハラスメント、職務上の地位などの職場内の優位性を背景とするパワー・ハラスメントなど様々なハラスメントが社会問題となっています。そのため、事業主に対してハラスメント防止のための措置を義務化（大企業は令和2年6月から、中小企業は令和4年4月から）する法改正が行われています。「事業所実態調査」では、就業規則等への明文化や相談窓口を設置している事業所は半数程度にとどまっています。引き続き、ハラスメントのない、誰もが働きやすい職場づくりに向けた取組を進める必要があります。



事業所におけるハラスメントの取組状況



【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の推進

NO	具体的取組	担当課
	事業所に対して「女性活躍推進法」や「男女雇用機会均等法」を始めとする労働関連法や制度の周知を図り、男女平等な雇用環境づくりを促進します。	産業振興室 人権・男女共同参画課
	雇用や待遇等に関する労働者からの相談に応じる体制を充実して、労働者の権利の確保に努めます。	産業振興室

施策の方向(2)市職員の配置における男女平等の推進

NO	具体的取組	担当課
	性別によって職域を限定することなく、女性職員の職域拡大、キャリア形成につながる配置を行います。	人事室
	管理職員に対して、業務の分担等において性別による思い込みを排除した男女平等を推進する意識付けを行います。	人事室 人権・男女共同参画課

施策の方向(3)多様な働き方への支援

NO	具体的取組	担当課
	就労等に関する情報提供と相談体制を充実します。	産業振興室 人権・男女共同参画課
	起業等を希望する人に対して、講座の開催や創業支援事業を通じた支援を行います。	産業振興室 人権・男女共同参画課

施策の方向(4)市職員の多様な働き方の推進

NO	具体的取組	担当課
	職員一人ひとりが自分のライフスタイルに合わせた柔軟で効率的な働き方ができる取組を推進します。	人事室

施策の方向(5)職場におけるハラスメントの防止

NO	具体的取組	担当課
	市職員及び教職員間のあらゆるハラスメントの予防啓発とともに、ハラスメント事案発生時の対応や相談体制を整備します。	人事室 監察課 学務課 総合教育研修センター
	事業所に対し、あらゆるハラスメント防止のための配慮や措置義務の周知徹底とともに、ハラスメントのない職場づくりの啓発を推進します。	産業振興室

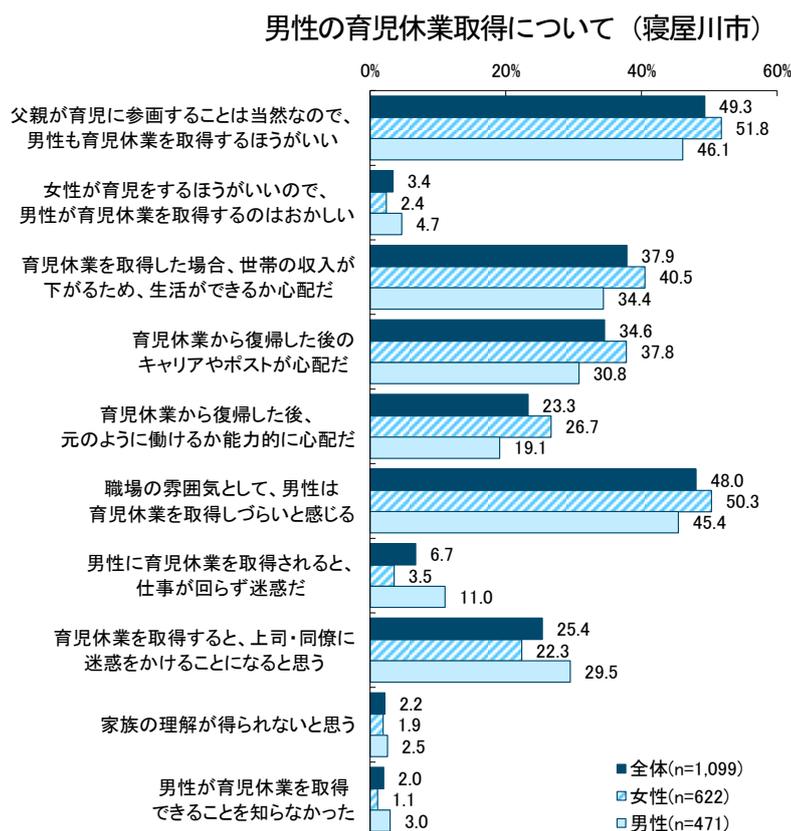
課題4. 仕事と生活の調和の実現

子ども・子育て支援新制度による様々な子育て支援施策の充実に加えて、令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化が開始されたことなどを背景に、子育て期の女性の就労意欲は一層高まっており、出産後も継続して働き続ける女性の割合も増加しています。そうした中、女性の出産年齢の上昇に伴い、子育てと親の介護が同時期に重なる「ダブルケア」の問題に直面する女性が増加しています。また、「市民意識調査」によると、男性が育児休業を取得することを肯定する人が多い一方で、職場の雰囲気は男性の育児休業が取得しづらいと感じる人も多く、実際に育児休業を取得する男性の割合は極めて低いのが実態です。

介護については、男性の生涯未婚率（50歳時の未婚率）が23.4%（令和元年度）と親と同居を続ける男性が増えており、仕事と親の介護の両立両立に悩むケースが増加しています。

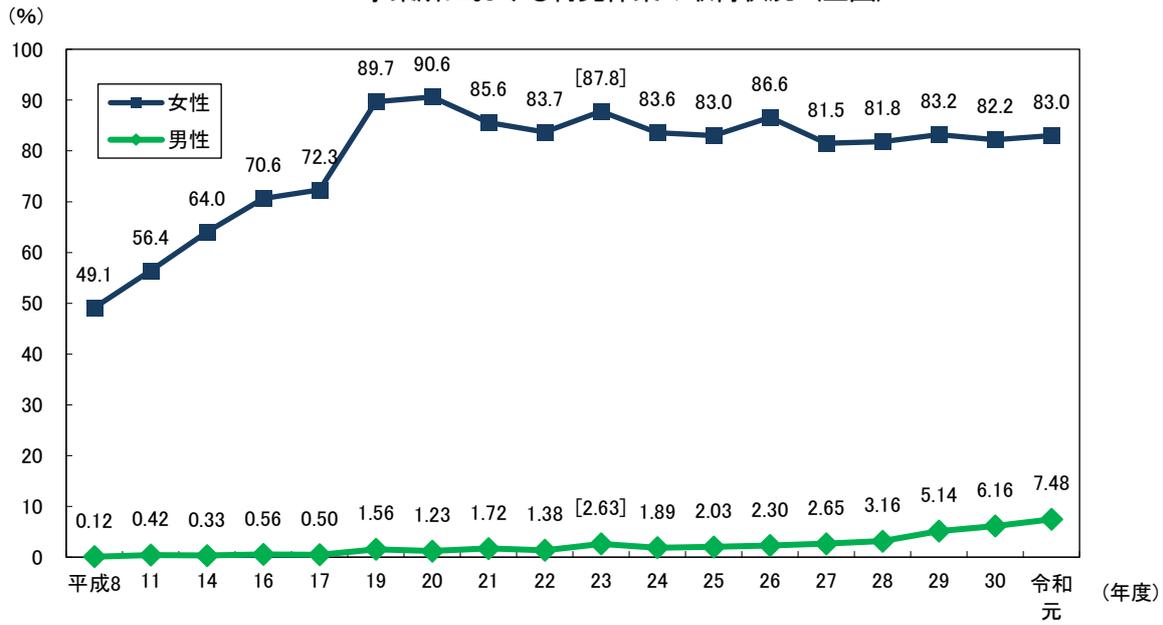
また、仕事と生活のバランスについて、「市民意識調査」によると、「仕事」「家庭生活・地域活動」「個人の生活」をどのように優先したいかは、男女ともに希望と現実にギャップが生じている実態があります。

このように、育児、介護等と仕事との両立は、男女共通の問題となっており、地域における子育てや介護の基盤整備を進めるとともに、育児・介護休業の取得促進、事業所に対する両立支援対策や長時間労働是正の働きかけなど、男女ともに仕事と生活の調和が実現できる取組が必要です。



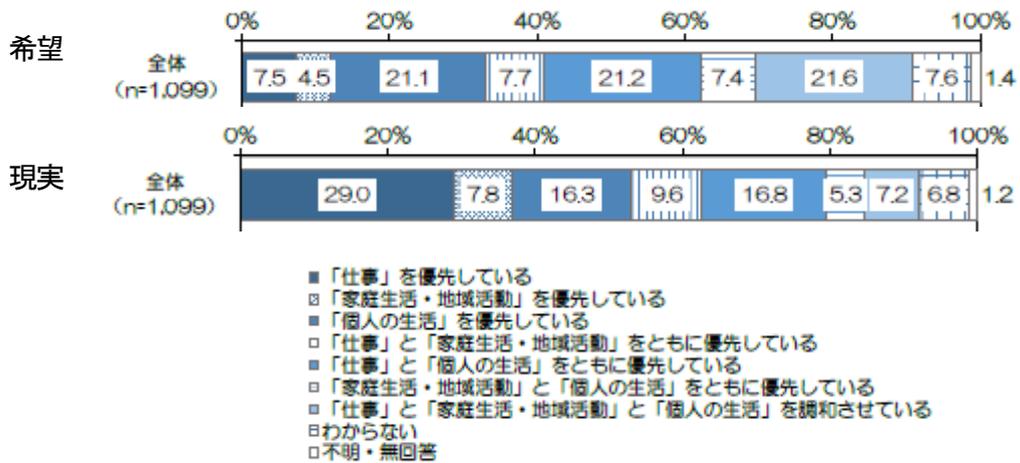
資料：寝屋川市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和元年度）

事業所における育児休業の取得状況（全国）



(注) 平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果
資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

「仕事」「家庭生活・地域活動」「個人の生活」の希望と現実（寝屋川市）



資料：寝屋川市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和元年度）

【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1) 仕事と子育ての両立支援

NO	具体的取組	担当課
	待機児童ZEROプランRや放課後児童対策事業の充実を通じて、仕事を持つ保護者が仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます。	保育課 青少年課
	多様な保育ニーズに対応した一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等の供給体制の確保を行います。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館
	事業所に対して、労働者に対する両立支援施策の取組を促すとともに、一般事業主行動計画の策定や両立支援助成金の活用を支援します。	産業振興室
	庁内及び事業所における、男性職員及び労働者の育児休業取得の促進に向けた取組を推進します。	人事室 産業振興室

施策の方向(2) 仕事と介護の両立支援

NO	具体的取組	担当課
	介護に関する相談に対応し、適切な介護サービスの利用や家族介護支援事業の活用を推進します。	高齢介護室
	男性介護者交流会への参加促進を行い、男性介護者の孤立化防止と介護負担を軽減するための社会資源活用を支援します。	高齢介護室

施策の方向(3) 男性の家事・子育て・介護等への参画促進

NO	具体的取組	担当課
	父親の育児参画促進が図られるよう、情報提供を行うとともに、切れ目なく支援します。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館
	父親が参加しやすい育児講座や保護者の交流機会の拡充により、父親同士の仲間づくりを促進します。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館
	男性が家事の知識や技術を身に付ける講座の開催及び各種団体への支援を行います。	市民活動振興室 社会教育課

基本目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保

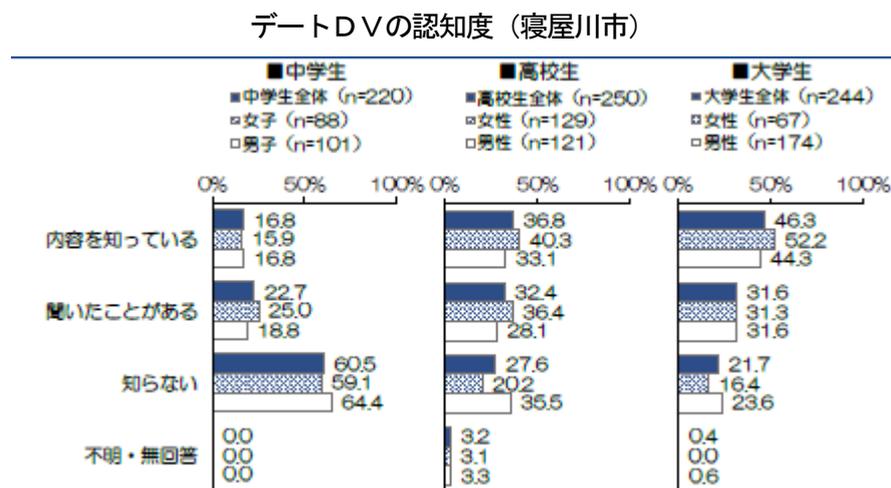
課題1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力では、DVやデートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などのほかに最近では、若年女性が被害にあうJKビジネス、AV出演強要、リベンジポルノ（私事性的画像被害）などが社会問題化しています。これらの性暴力・性犯罪被害者の圧倒的多数は女性であり、近年のスマートフォンやSNSの普及により、その被害は多様化、低年齢化する傾向です。更に、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛が家庭内の暴力の増加や深刻化につながる事が懸念されています。

暴力は被害者の体だけでなく、心にも大きな傷をつけることから、被害者がその後の人生で長期間にわたって苦しむことも少なくありません。また、被害者から相談を受けた人が、被害者の落ち度を責めたり、被害のことを忘れるように言うなど、被害者が二次被害で更に傷つくこともあります。

女性に対する暴力の背景には、女性の人権の軽視や性に基づく固定的な役割意識、社会的・経済的な男性の優位性など、社会の中で男女の置かれた状況が影響しています。社会的な問題として、女性に対する暴力についての正しい認識の浸透を進めるとともに、暴力の根本にある性差別意識や男女の社会的地位の格差の解消を含めた取組が必要です。被害者支援としては、相談対応、被害者保護の対応から自立支援の取組まで庁内の各課及び関係機関との連携強化により、一層の支援体制の強化が必要です。また、加害者への対応を念頭に置いた取組の検討を進めることも課題となっています。

「小学生から大学生への意識調査」の中で、中学生以上にデートDVの認知度を尋ねたところ、中学生で約6割、高校生で3割弱、大学生で2割強が「知らない」という回答でした。デートDVの被害を未然に防止するためには、中学生からの予防教育が必要です。



資料：寝屋川市「男女共同参画に関する小学生から大学生への意識調査」（令和元年度）

【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための意識の浸透

NO	具体的取組	担当課
	女性に対する暴力についての正しい認識の浸透を進めるとともに、男女の対等な人間関係を基礎とした暴力のない社会づくりの啓発を推進します。	人権・男女共同参画課
	デートDVを防止するために、若年者を対象にした予防、啓発の取組を進めます。	教育指導課 人権・男女共同参画課

施策の方向(2) 暴力に関する相談支援体制の充実

NO	具体的取組	担当課
	女性に対するあらゆる暴力が潜在化しないように、相談体制の周知及び整備を行います。	人権・男女共同参画課
	大阪府配偶者暴力支援センターや警察等の関係機関と連携し緊急事案時の対応体制を強化します。	人権・男女共同参画課

施策の方向(3) DV等被害者保護と自立支援の推進

NO	具体的取組	担当課
	関係機関と連携を図りながら、DV被害者の緊急一時保護、生活の自立、心のケアなど情報提供及び支援を行います。	人権・男女共同参画課
	個人情報保護に関する職員間の認識を共有し、被害者保護のための住民基本台帳事務における措置を徹底します。	戸籍・住基担当 人権・男女共同参画課
	DV被害者支援連絡会議を通じた関係課及び関係機関との連携体制を強化します。	人権・男女共同参画課 関係課
	DV被害者支援の視点から要保護児童対策地域協議会や子ども家庭総合支援拠点事業等との連携体制を強化します。	こどもを守る課 人権・男女共同参画課

施策の方向(4) 性犯罪・性暴力の予防と被害者支援

NO	具体的取組	担当課
	学校や地域の関係機関を通じて、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの広報周知を推進します。	人権・男女共同参画課
	子どもが性暴力の被害者にも加害者にもならないよう、幼少時からの年齢段階に応じた教育に取り組むとともに、子どものための相談窓口の周知を図ります。	教育指導課 監察課 人権・男女共同参画課
	SNS等の利用において性被害につながるおそれのある書き込みや危険性について学ぶ予防教育を行います。	教育指導課 人権・男女共同参画課

施策の方向(5) DV被害者支援のための加害者対策

NO	具体的取組	担当課
	加害者対策についての情報収集と理解に努めます。	人権・男女共同参画課

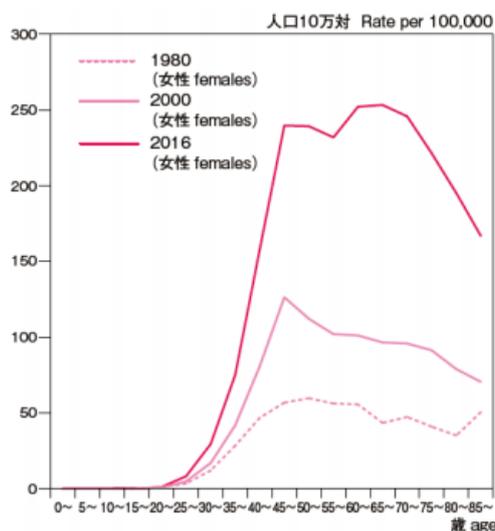
課題 2. 生涯にわたる男女の健康支援

男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権尊重と相手に対する思いやりをもつことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となります。

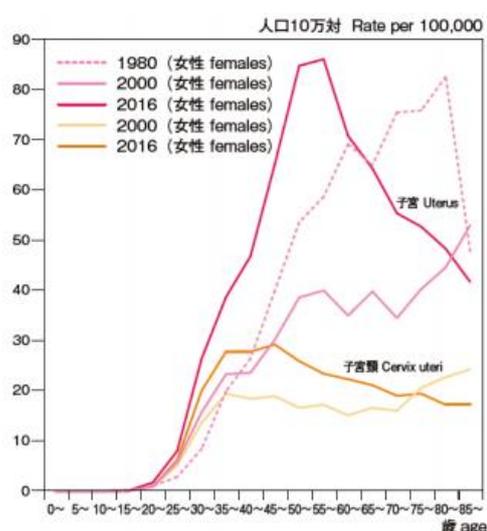
誰もが自らの心身の健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは健康を享受する上で必要なことですが、特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに心身の状態が大きく変化します。また、食生活や女性のライフスタイルの変化などを背景に、女性特有の疾病である乳がん、子宮がんの罹患が増加しています。一方で、男性は、生活習慣病のリスクを高める喫煙や飲酒をしている人の割合、自殺、ひきこもりの割合が女性よりも高いことが指摘されているなど、男女で異なる健康課題が存在します。

市民の誰もが心と体の健康について、正しい知識を身に付け、市民が自ら主体的に健康づくりに取り組むとともに必要な情報を得て、相談や治療方針などを選択できるよう生涯にわたる健康づくりの支援が必要とされています。

乳がん罹患率



子宮がん罹患率



※資料：国立がん研究センターがん情報サービス（がん登録・統計）

自殺者数の推移（寝屋川市）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
寝屋川市の自殺者数	28 人	38 人	29 人	29 人	28 人
自殺者数・男性	17 人	25 人	19 人	18 人	21 人
自殺者数・女性	11 人	13 人	10 人	11 人	7 人

資料：厚生労働省の統計（発見日・住居地）

【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1)生涯の各時期に応じた男女の健康課題への対応

NO	具体的取組	担当課
	男女が互いの身体的性差や健康課題を理解し、自らの心と体の健康について正しい知識を得る機会を提供します。	健康づくり推進課
	性感染症や薬物依存などに関する知識の普及啓発と予防のための取組を進めます。	保健予防課
	男女のライフステージや健康課題に対応した健康相談、健康教育を充実します。	健康づくり推進課
	体力・筋力の維持向上のための健康講座やスポーツ教室の充実やポイント制度による運動習慣継続の動機付けを行います。	高齢介護室 文化スポーツ室

施策の方向(2)性と生殖に関する健康と権利の浸透

NO	具体的取組	担当課
	妊娠・出産に伴う心身の健康管理のため健康診査等を実施し、妊娠期からの支援を充実するとともに子育て期まで切れ目なく支援します。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館

施策の方向(3)心の健康対策の推進

NO	具体的取組	担当課
	自殺につながるおそれのあるうつ病の早期発見・早期対応の啓発やゲートキーパー養成研修等に取り組むとともに、自殺に関する知識の普及に努めます。	保健総務課
	ひきこもり、依存症等を含む精神疾患に関する相談窓口の周知と誰もが相談しやすい相談体制の充実を図ります。	保健予防課

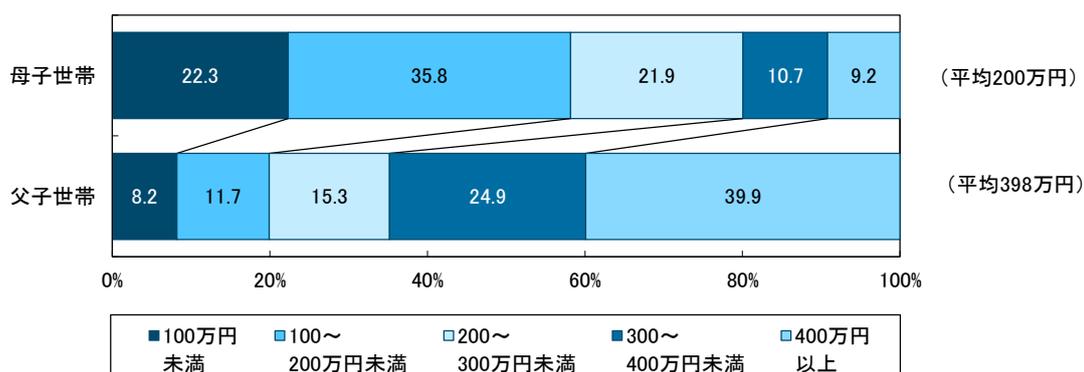
課題3. 困難を抱える女性等への支援

女性は、男性に比べて非正規で働く割合が高い、出産を機に就労を中断することが多い、家事・育児等との両立の困難さなどから管理職等を敬遠する傾向があるなどにより、男女の賃金格差は依然として大きいことから、貧困等の生活上の困難に陥りやすいと言われています。母子世帯は父子世帯と比べて就労収入が約半分であるなど、経済的に厳しい状況に置かれており、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性や高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方等が影響した高齢単身女性の貧困など、すべての年代の女性に貧困の問題が生じ得ます。また、新型コロナウイルス感染症の影響は、社会的に弱い立場にある人に対して、より深刻な影響を及ぼしていることを考慮する必要もあります。

女性の貧困等を解消するには、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備とともに、それぞれの生活上の困難に対応した多様な支援が、より届きやすくなるよう配慮することが必要です。

また、性的指向や性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であることなどを理由とした社会的困難を抱えている人が、固定的な性別役割分担意識や性に基づく偏見等を背景に、更に複合的な困難を抱える場合があります。こうした状況に置かれている人への正しい理解を広め、多様性を認め、人権が尊重される地域社会をつくることが求められます。

母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合（全国）



(注) 年間就労収入とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の年間就労収入である。
資料：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査結果報告」平成28年度版

【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1)ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり

NO	具体的取組	担当課
	経済的、生活的に厳しい状況におかれたひとり親家庭に対して、生活、子育て、子どもの教育、就業など、それぞれの家庭の状況に応じた必要な支援を行います。	こどもを守る課
	貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	保護課 教育政策総務課 教育指導課

施策の方向(2)高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる地域社会づくり

NO	具体的取組	担当課
	高齢者、障害者等の人権侵害の防止と相談窓口の充実を図ります。	高齢介護室 障害福祉課
	高齢者、障害者等の経済的安定に資する就労相談を実施し、就労機会の提供に結び付けます。	高齢介護室 障害福祉課
	外国人が安心して地域で生活できる多文化共生社会を推進します。	市民活動振興室
	外国人が生活する上で必要な情報提供や相談窓口の設置などの支援を行います。	企画三課 市民活動振興室

施策の方向(3)多様性を尊重する地域社会づくり

NO	具体的取組	担当課
	多様な家族の形態を認め合う意識啓発とともに、それぞれの家族が抱える困難に対応する取組を進めます。	人権・男女共同参画課
	性的指向や性自認等の多様性に対する理解の促進とともに、生活上で抱える困難を軽減するための配慮に取り組みます。	人権・男女共同参画課
	子どもが性の多様性を理解し、すべての子どもの人権が尊重されるように取り組みます。	教育指導課
	「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の周知を行い、同性パートナーに対する理解と啓発を進めます。	人権・男女共同参画課

課題 4. 防災・減災における男女共同参画の推進

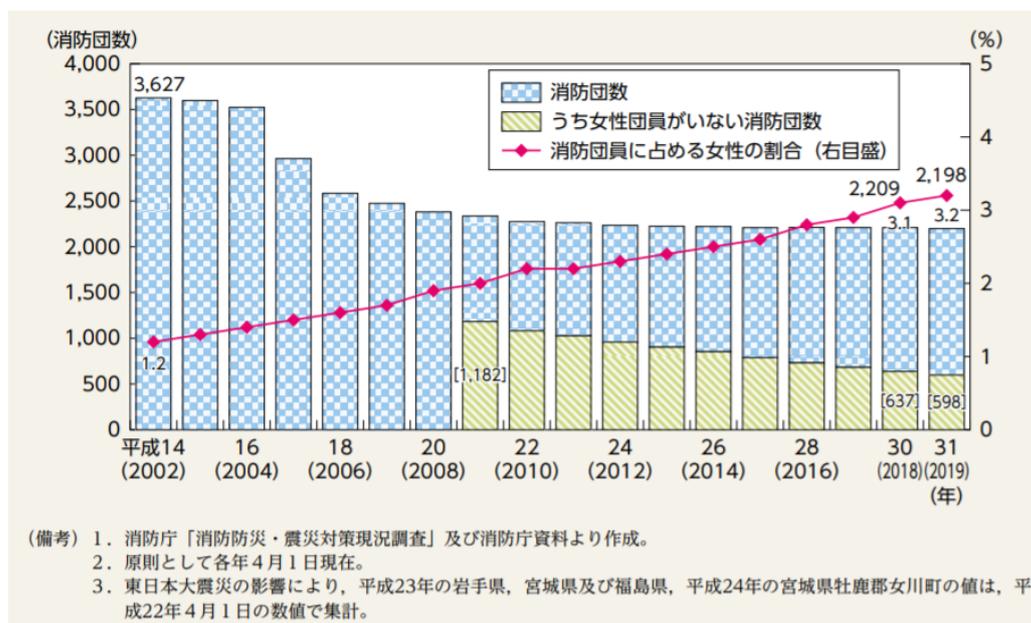
近年、大規模災害の頻発により、防災・災害対策への関心が高まっていますが、自然災害による被害は、地震や風水害等の自然要因に加えて、それを受け止める社会の在り方等の社会要因により、その被害の内容や大きさが決まってくると言われています。大規模災害の発生は、すべての人の生活が脅かされますが、とりわけ女性や子どものほか、社会的弱者と考えられる人がより大きな影響を受けると考えられるため、社会要因による困難を最小限にすることが必要です。

東日本大震災を始めとする過去の災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いが考慮されないといった課題や、性暴力被害の発生などが報告されています。

そのため男女共同参画の視点から地域防災・減災活動への取組が必要とされており、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性が男性とともに意思決定に参画し、主体的な担い手であることを認識した取組の推進が必要です。

本市では、平成14年に女性消防団を立ち上げ、当初5人の団員が現在は13人となり、防火啓発活動のほか心肺蘇生の方法やAEDの使い方を地域の人に伝える講習会で指導するなど、地域防災の担い手として活動しています。消防団員に占める女性割合は3.4%（平成30年4月1日現在）で全国平均を上回っているものの、更なる増加が求められています。

消防団数及び消防団員に占める女性の割合の推移（全国）



【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1) 地域における防災・減災活動への女性の参画促進

NO	具体的取組	担当課
	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府)を活用して、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性の視点からの取組を推進して災害対応力の強化に努めます。	防災課 人権・男女共同参画課
	地域防災計画や避難所運営マニュアルの見直しにおける意思決定の場に女性の参画拡大を進めます。	防災課

施策の方向(2) 避難所運営における男女共同参画の促進

NO	具体的取組	担当課
	地域の様々な人が参加して避難所の運営を模擬体験する「避難所運営ゲーム HUG(ハグ)」などを通じて、多様な視点を取り入れた避難所運営をそれぞれの地域において主体的に行えるよう支援します。	防災課

基本目標Ⅲ 男女共同参画を基盤とした文化の浸透

課題 1. 男女共同参画の意識づくり

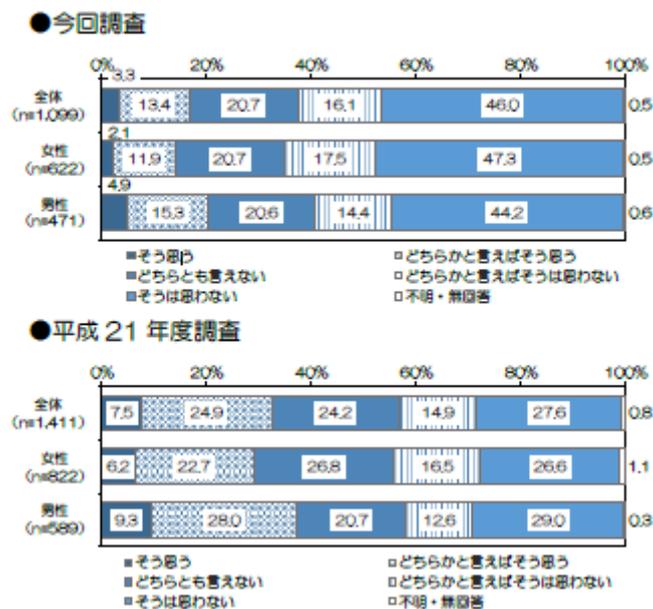
「市民意識調査」の結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」のような男女で役割を固定した考え方に同感しない人の割合やジェンダー意識は、前回調査と比べて大きく変化しています。しかしながら、社会の各分野における男女の平等感では、前回調査よりも男性が優遇されていると感じる人の割合が高くなっている分野も見られるなど、社会全体から見て男性が優遇されていると感じる人の割合が高い状況に大きな変化は見られていません。このことから、市民の意識変化に比べて、現実の生活上での男女の役割や社会のありようには変化が感じられず、多くの人が男女平等を実感できていないと考えられます。その背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の意識に形成された性差に関する固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられます。

こうした固定観念や思い込みは、幼少期からの周囲の大人の言葉かけを含めた子どもが受け取る様々な情報や体験によって形成されるものです。無意識の思い込みは誰もがもつものですが、そのことによって自分自身や子どもの生き方を縛ることになっては、生きづらさや一人ひとりの個性を發揮することの妨げになることがあります。

男女に関わらず、誰もが互いを尊重しながら、自分らしく生きられるようになるために、学校、家庭、地域、職場などのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者にいたる幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものにすることが必要です。

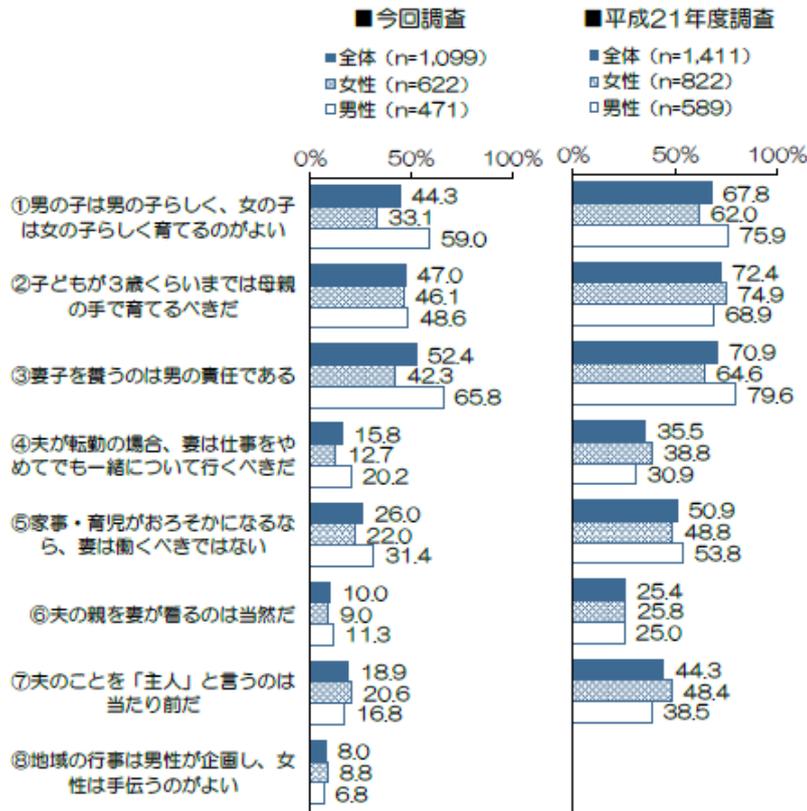
また、男女が対等に責任を担うことで、男性も生き方の選択肢を広げられることにつながることを理解を広めて、男女双方が個性と能力を發揮して、社会の発展に貢献する意識を醸成する必要があります。

固定的性別役割分担意識（寝屋川市）

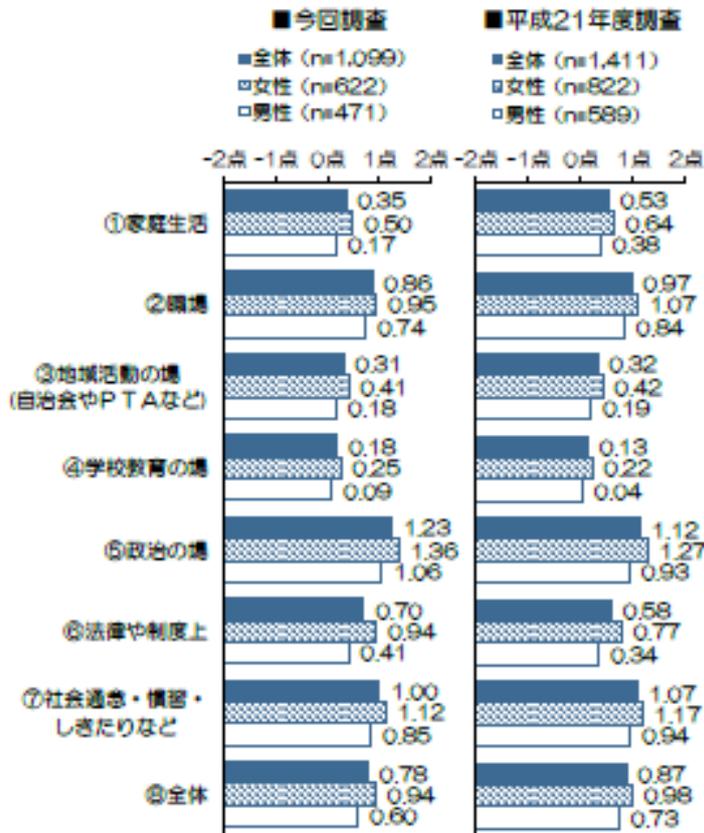


資料：寝屋川市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和元年度）

性別による役割の考え方（寝屋川市）



※⑧は今回調査のみの設問



資料：寝屋川市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和元年度）

【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1) 男女の人権尊重と法制度の理解促進

NO	具体的取組	担当課
	男女共同参画に関わる法律や制度の周知と理解を促進するための情報発信や学習機会を提供します。	人権・男女共同参画課
	市の施策が男女共同参画の視点に立って取り組まれるよう、職員に対する男女の人権尊重の意義と男女共同参画に関わる法律・制度の理解を深める研修を実施します。	人事室 人権・男女共同参画課

施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った情報提供や啓発活動の充実

NO	具体的取組	担当課
	本市の男女共同参画プランや調査結果及び国や大阪府の動向等を情報発信します。	人権・男女共同参画課
	性別に基づく思い込みや偏見に気づききっかけとなる広報・啓発活動を行います。	人権・男女共同参画課
	男女共同参画に関する図書や映像資料等の収集・提供を充実します。	中央図書館 人権・男女共同参画課

施策の方向(3) 男女共同参画の視点に立った広報活動の推進

NO	具体的取組	担当課
	行政機関の制作する広報物等のあらゆる情報発信の中で、男女共同参画の視点に立った適切な表現を推進します。	企画三課 人権・男女共同参画課
	広報誌のほか市公式ホームページ、SNS、アプリ等の多様な情報発信チャネルを活用して、男女共同参画の視点に立った情報発信の充実を図ります。	企画三課

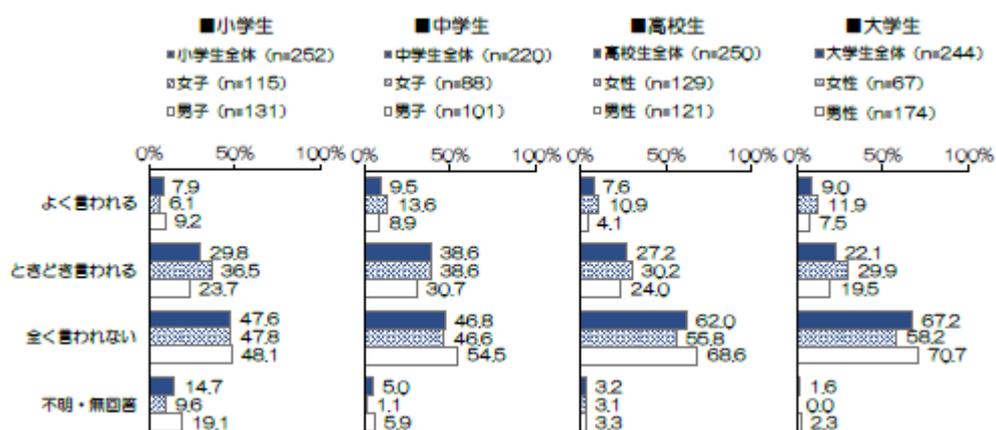
課題2. 多様な選択を可能にする教育や学習の推進

大人の側に、子どもの性別によって期待することに違いがあれば、無意識の子どもへの言葉かけなどに表れて、子どもは、それぞれの性別に期待される役割や振る舞い方を身に付けるようになると考えられます。「小学生から大学生への調査」では、それぞれ3割から5割弱が「男だから、女だから」と言われた経験があると回答しています。言われた相手としては、両親を始めとする家族や友達が多いですが、学校の先生を挙げる割合が1割程度見られます。

保育・教育現場においては、男女平等の教育課程が実施されていますが、教科外での子どもとのふれあいの中で、無意識のうちに「男だから、女だから」といった性別に基づく固定観念が保育士、教職員の言動に現れていないかに留意して、子どもの個性の発揮や多様な選択を阻害しないようにする必要があります。

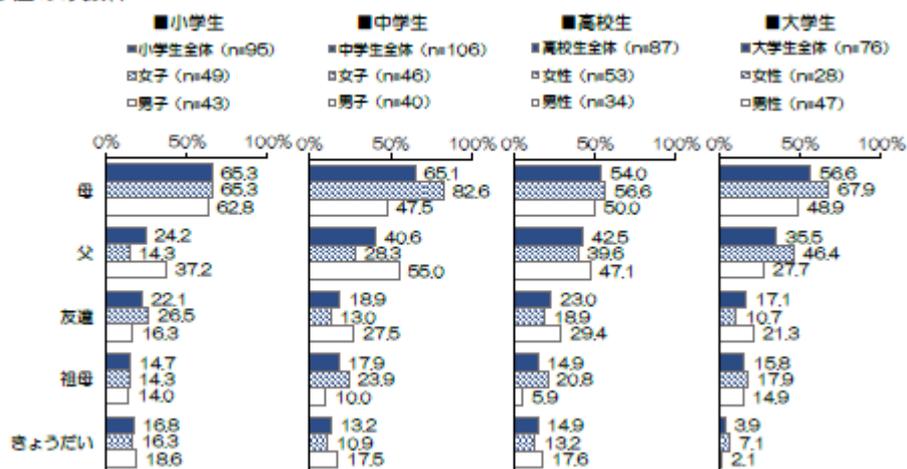
また、大人も「男だから、女だから」という思い込みによって、自分自身の行動や振る舞いを制限したり、「男らしさ、女らしさ」を相手に押し付けたりすることなく、男女が対等に互いを尊重し合える関係をつくるための啓発機会が必要です。

「男だから、女だから」と言われた経験（寝屋川市）



「男だから、女だから」と言われた相手（寝屋川市）

●上位5位のみ抜粋



【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1) 男女平等保育・教育の充実

NO	具体的取組	担当課
	教職員及び保育士が、性別に基づく思い込みや偏見に気づく機会の提供と、男女平等保育・教育の実践につながる研修を実施します。	保育課 学務課 総合教育研修センター
	性別に関わらず多様な職業選択を可能にする職業観の醸成と児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育に取り組みます。	教育指導課

施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った生涯学習機会の提供と仲間づくり

NO	具体的取組	担当課
	異年齢集団の体験を通して、生きる力とリーダー性を育む寝屋川リーダーズの活動等を通して、男女に関わらずリーダーシップを発揮できる人材の育成を推進します。	青少年課
	多様な年齢層、属性の市民の生きがいがいづくりと自己実現につながり、充実した生活を送れるよう生涯学習の機会を提供し、仲間づくりを支援します。	社会教育課 人権・男女共同参画課

施策の方向(3) 男女平等な家庭教育の実践に向けた啓発

NO	具体的取組	担当課
	「男らしさ、女らしさ」に捉われず子どもの個性を伸ばす子育て観の醸成と家庭教育の実践に向けた学習機会を提供します。	企画三課 監察課 青少年課 人権・男女共同参画課

施策の方向(4) 男女共同参画の視点に立った文化創造活動の推進と支援

NO	具体的取組	担当課
	市民の多様な文化創造活動が男女共同参画の視点で実践されるよう活動支援を行います。	教育指導課 文化スポーツ室 人権・男女共同参画課

課題3. 国際的な協調と貢献

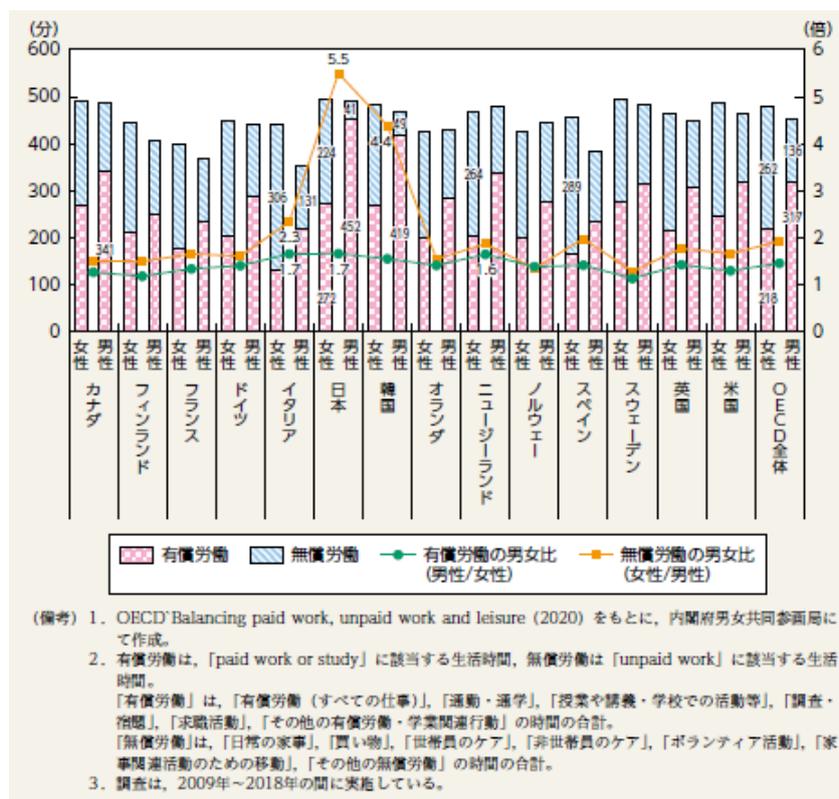
本市の「第六次総合計画」では、計画の位置付けの一つに、SDGs（持続可能な開発目標）達成への貢献を掲げています。17のゴールと169のターゲットで構成されるSDGsの5番目のゴール「ジェンダー平等を実現しよう」は、正に本計画の目指す男女共同参画社会の実現と一致します。

「ジェンダー平等を実現しよう」は、9つのターゲットで構成されており、そのうちの「公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、及び各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する」と「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」の2つは、我が国が国際的に後れをとっている分野です。OECD（経済協力開発機構）が2020年にまとめた生活時間の国際比較データをみると、どの国も無償労働時間は女性の方が長いですが、男女比（男性を1としたときの女性の比率）は日本の5.5倍が際立って大きくなっています。

また、男女の格差を測る国際的な指数である、グローバル・ジェンダー・ギャップ指数は、各国を対象に、政治・経済・教育・健康の4部門について、男女にどれだけの格差が存在しているかを分析してスコア化するもので、世界経済フォーラムが各国のスコアと順位を毎年公表しています。

（指数は完全平等なら1、最低は0）日本は、政治・経済部門のスコアが低く、総合ランクで低位となっています。

男女別にみた生活時間の国際比較



資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」令和2年度版

日本のジェンダーギャップ指数の推移

	調査 国数	総合		経済		教育		健康		政治	
		順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア
2019年	153	121	0.652	115	0.598	91	0.983	40	0.979	144	0.049
2018年	149	110	0.662	117	0.595	65	0.994	41	0.979	125	0.081
2017年	144	114	0.657	114	0.580	74	0.991	1	0.980	123	0.078
2016年	144	111	0.660	118	0.569	76	0.990	40	0.979	103	0.103
2015年	145	101	0.670	106	0.611	84	0.988	42	0.979	104	0.103
2014年	142	104	0.658	102	0.618	93	0.978	37	0.979	129	0.058
2013年	136	105	0.650	104	0.584	91	0.976	34	0.979	118	0.060
2012年	135	101	0.653	102	0.576	81	0.987	34	0.979	110	0.070
2011年	135	98	0.651	100	0.567	80	0.986	1	0.980	101	0.072
2010年	134	94	0.652	101	0.572	82	0.986	1	0.980	101	0.072
2009年	134	101	0.645	108	0.550	84	0.985	41	0.979	110	0.065
2008年	130	98	0.643	102	0.544	82	0.985	38	0.979	107	0.065
2007年	128	91	0.645	97	0.549	69	0.986	37	0.979	94	0.067
2006年	115	80	0.645	83	0.545	60	0.986	1	0.980	83	0.067

資料：World Economic Forum 「The Global Gender Gap Report」

【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1)持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)への貢献

NO	具体的取組	担当課
	SDGsの達成に向けて、市民や地域団体、事業者などに「ジェンダー平等の実現」による持続可能なまちづくりの推進を働きかけます。	人権・男女共同参画課

施策の方向(2)男女共同参画に関する国際的な動向の情報収集と発信

NO	具体的取組	担当課
	男女共同参画に関する国際的な動向を把握し、若者に向けて情報収集と発信を行います。	人権・男女共同参画課

第4章 プランの推進

1. 男女共同参画推進体制の確立

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野においてジェンダー平等、男女共同参画の視点が常に確保されることが必要です。プランの推進に当たっては、次の推進体制等で施策を展開していきます。

(1) 男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けて、市長を本部長とする、男女共同参画推進本部において、プランの策定及びプランに基づく施策の企画・推進等を行い、総合的かつ効果的な施策の実施を図ります。

男女共同参画推進本部幹事会議・実務担当者会議を定期的開催するとともに、研修の実施など推進本部を通じて、市職員が施策の企画立案・実施において、男女共同参画の視点をもって取り組むよう庁内の意識啓発に努めます。

(2) 男女共同参画審議会

学識者や市議会議員、関係団体、公募市民で構成する「男女共同参画審議会」において、男女共同参画プランの策定や推進、施策の進捗状況、その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項について調査・審議をしていただき、その提言や御意見等を踏まえて、本市が行う男女共同参画社会の実現に向けた総合的施策の推進を図ります。

(3) 男女共同参画推進センター

「市立男女共同参画推進センター(ふらっと ねやがわ)」を、男女共同参画社会を実現するための諸事業の推進拠点施設として位置付け、市民との協働でプランの目標を達成するよう、次の事業の充実を目指します。

- ①講座等…男女共同参画の視点からの講座等の実施
- ②相談…女性の心の悩み相談(カウンセリング)の実施
女性のための法律相談の実施
男性のための悩み相談(カウンセリング)の実施
- ③情報・資料の収集・提供…男女共同参画の視点からの資料や図書、ビデオ等の収集・提供
- ④活動支援…男女共同参画を推進する自主活動への支援
- ⑤交 流…男女共同参画の推進に向けた個人やグループの交流、ネットワークづくりの支援
- ⑥一時保育…講座等に安心して参加できるような支援

2. 市民・関係機関等との連携

(1) 市民等との協働

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく市民、地域団体、企業等がそれぞれの役割を果たすことが不可欠です。市民、地域団体、企業等において男女共同参画社会の形成に資する活動が主体的に取り込まれるよう支援するとともに、パートナーシップに基づいた協働の取組を推進します。

(2) 関係機関等との連携強化

本計画の実効性を高めるために、国・大阪府の機関や近隣市町村及び関係団体等と緊密な連携を図ります。特にDV対策については、配偶者暴力相談支援センターの機能を有する大阪府女性相談センター及び大阪府中央子ども家庭センターや警察との連携を深めて、緊急対応と自立支援の体制を強化します。

3. プランの進行管理

プランに掲げた取組について、毎年度、事業の実施状況を把握・検証し、男女共同参画審議会において施策の進捗状況の評価を行います。その結果は、広く市民へ公表するとともに、以後の施策に適正に反映するよう努めます。

プランの実効性と計画性を高め、できる限り市民に分かりやすいものとするため、基本目標ごとに代表的な指標について目標数値を設定し、達成に向けて計画的に取り組めます。

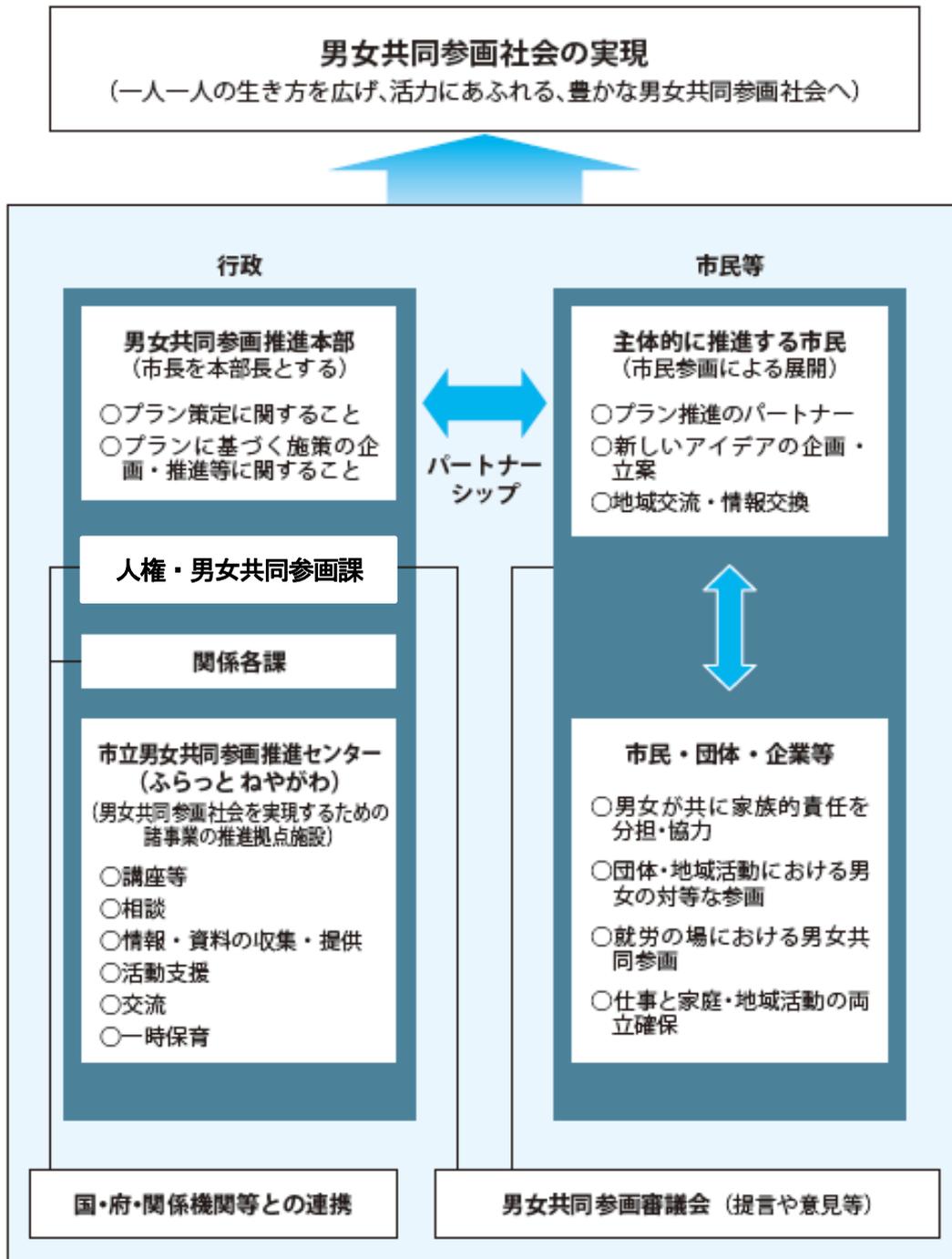
4. 計画推進のための目標値（案）

基本目標	指標	第4期プラン 策定時	令和2年 4月1日現在	令和2年度まで の目標値	第5期プランの 目標値	頁
I	審議会等委員への女性委員の登用比率	26.3% H22年4月1日 現在	27.3%	30.0%	40.0%	20
I	女性委員のいない審議会等の割合	24.0% H22年4月1日 現在	4.2%	0%	0%	20
I	市職員の女性管理職比率	係長以上 16.2% H22年4月1日 現在	係長以上 17.6%	係長以上 30.0%	係長以上 30.0%	20
I	市男性職員の育児休業取得率		6.9% 0.7か月 (H30)		10.0%	24
I	通年保育所等利用待機児童数		0人 (R2年9月)		0人を維持	26
I	一般事業主行動計画の策定状況 (101人以上の事業所)		※1 ㊦51.7%		㊦100%	26
			※2 ㊧37.9%		㊧100%	26
II	デートDVの「内容を知っている」認知度(中学生～大学生)		中学生 16.8% 高校生 36.8% 大学生 46.3%		中学生 80.0% 高校生 85.0% 大学生 90.0%	29
II	相談できる人が「いない」の割合(小学生～大学生)		小学生 11.5% 中学生 9.5% 高校生 10.8% 大学生 15.2%		現状より割合を 下げる	29
II	性的少数者又はLGBTについての認知度(内容を知っている)		58.0%		70.0%	33
III	「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合	61.0% H22年度	62.1% R元年度	70.0%	80.0%	37
III	「男女共同参画社会」の言葉の認知度				100%	37

※1 ㊦は、次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画を意味します。

※2 ㊧は、女性活躍推進法における一般事業主行動計画を意味します。

プランの推進イメージ図

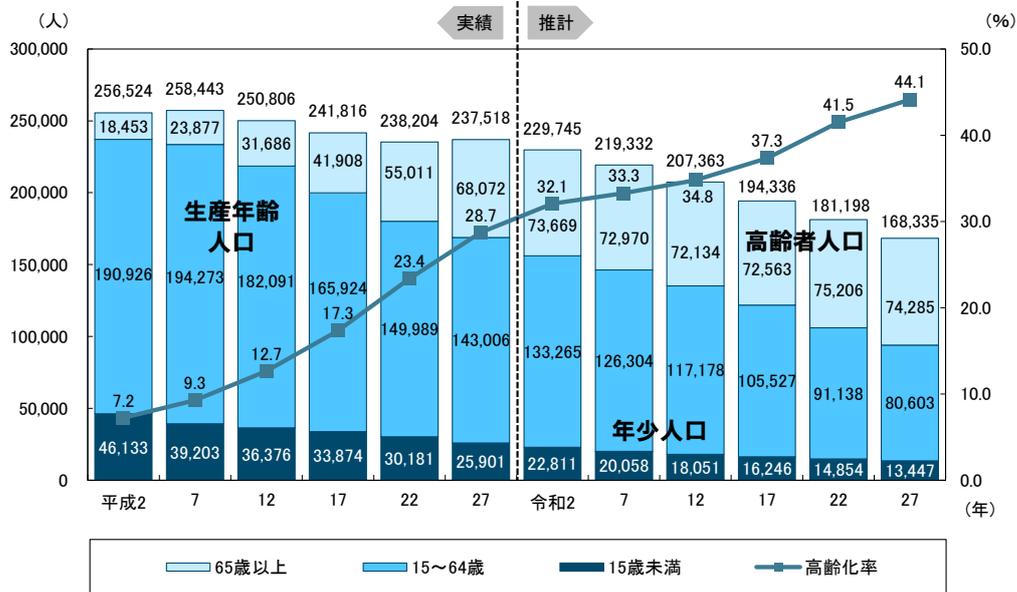


1. 男女共同参画に関する統計

(1) 人口と世帯の状況

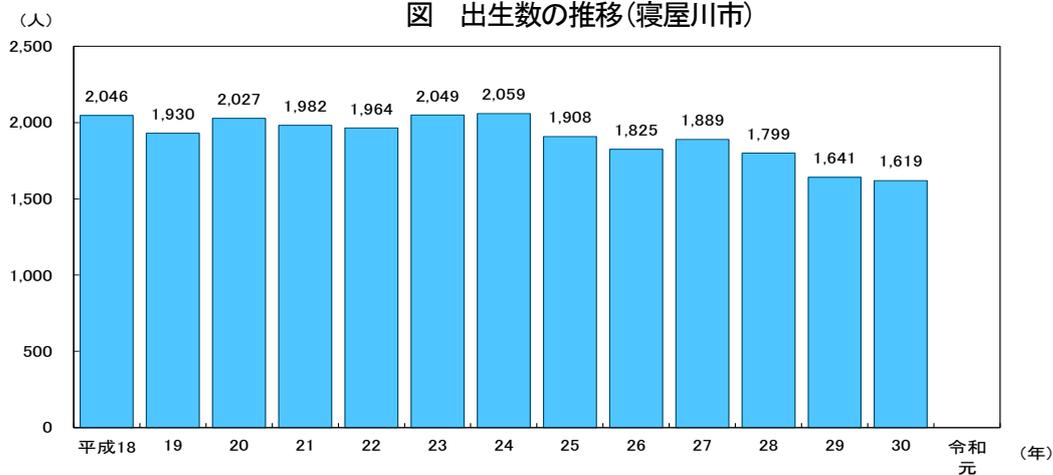
本市の平成27年の高齢化率は28.7%で、全国の26.7%を上回っています。一方で15歳未満の年少人口比率は10.9%で、全国の12.7%を下回っており、少子高齢化は、全国平均よりも進んでいます。また、出生数は減少しているものの、ひとりの女性が生涯に産む子ども数の平均を表す合計特殊出生率は、直近の統計では全国平均を上回りました。

図 高齢化率と年齢3区分別人口の推移（推計含む）（寝屋川市）



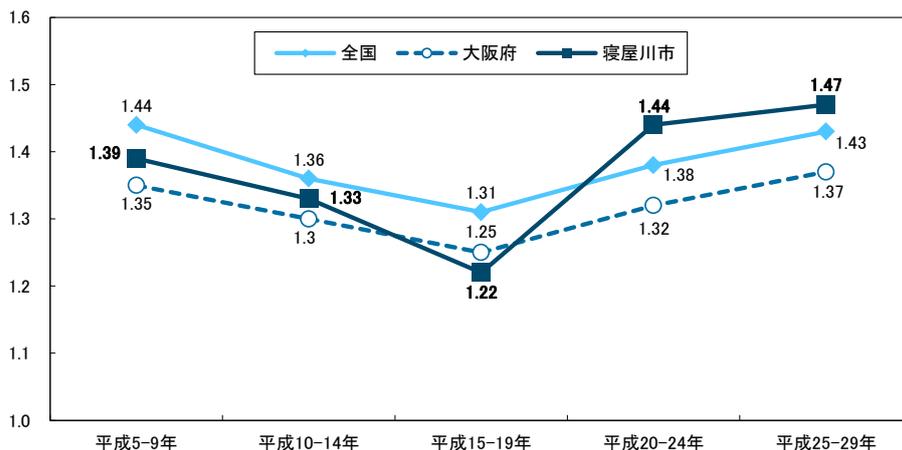
(注) 人口総数には年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の計と総数は一致しない。
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

図 出生数の推移（寝屋川市）



資料：寝屋川市統計書

図 合計特殊出生率の推移(全国・大阪府・寝屋川市)

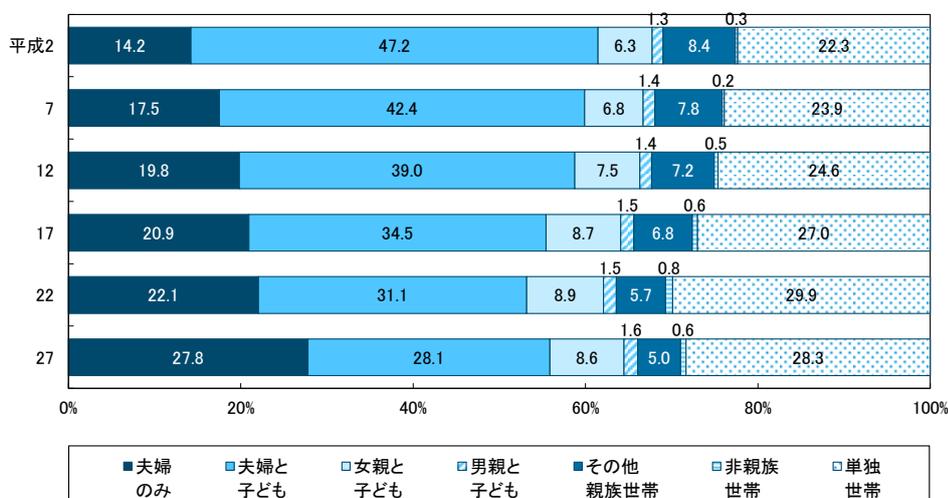


資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告（人口動態保健所・市区町村別統計）」ベース推定値

※ベース推定値：市区町村別の指標は、出現数の少なさに起因して、偶然性の影響で数値が不安定であったりするため、より広い範囲の情報を活用して推定する方法。合計特殊出生率、標準化死亡比の推定に用いられている。

世帯類型別の構成比では、この25年で、夫婦と子どもからなる世帯は約20ポイント減少し、三世帯世帯を含むその他親族世帯の割合も減少しています。一方で、夫婦のみ世帯と単身世帯が大幅に増加しています。

(年) 図 世帯類型別 構成比の推移(寝屋川市)

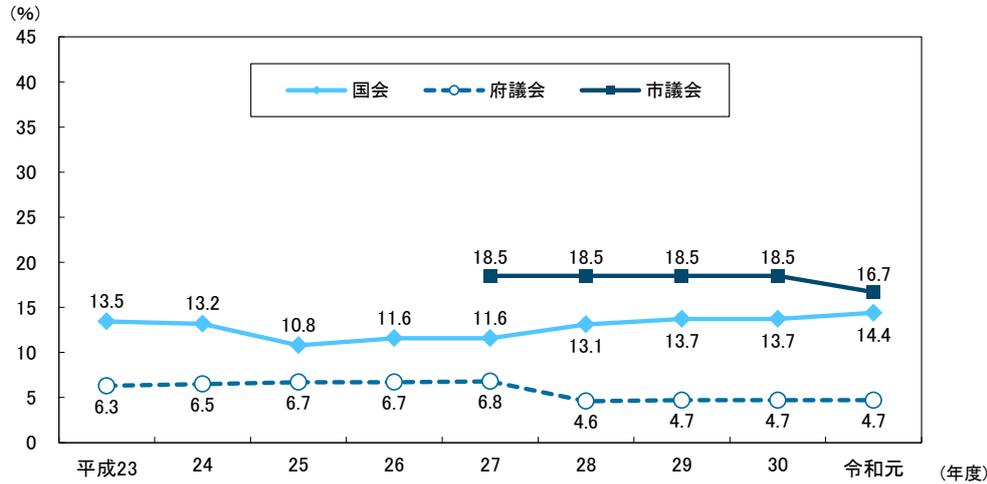


資料：総務省「国勢調査」

(2) さまざまな分野の女性の参画状況

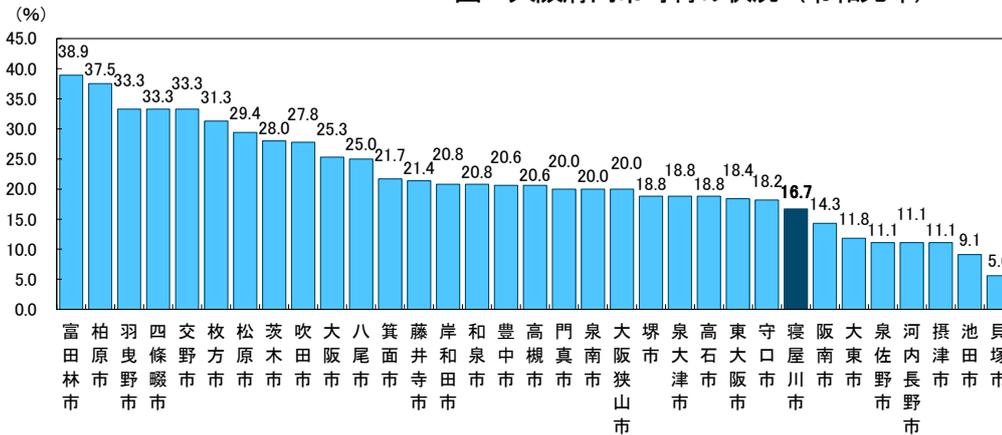
本市の令和元年における市議会議員の女性割合は、16.7%となっています。国、大阪府の割合を上回っているものの直近では低下しています。大阪府内市町の状況を見ると、低い方に位置しています。

図 女性議員割合の推移（全国・大阪府・寝屋川市）



資料：国会は、衆議院・参議院各事務局調べ
 府議会は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
 寝屋川市議会は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

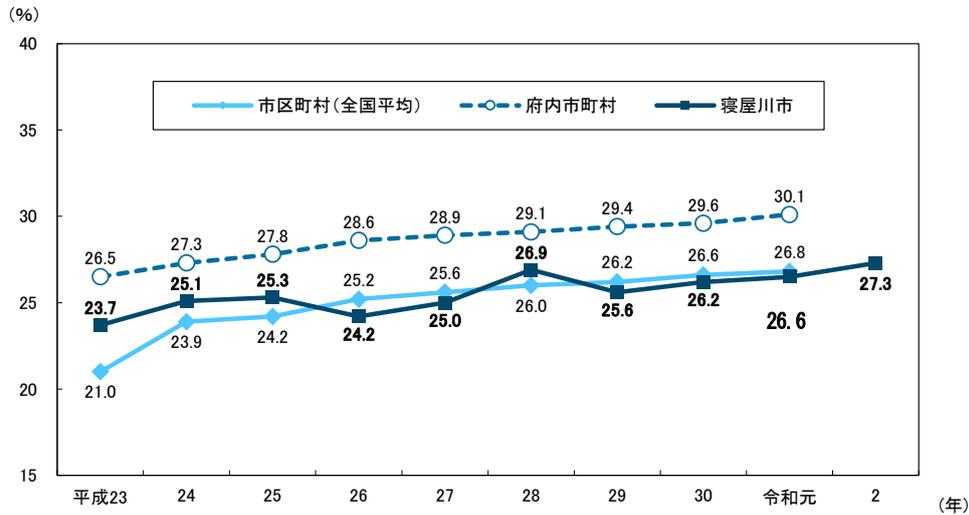
図 大阪府内市町村の状況（令和元年）



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

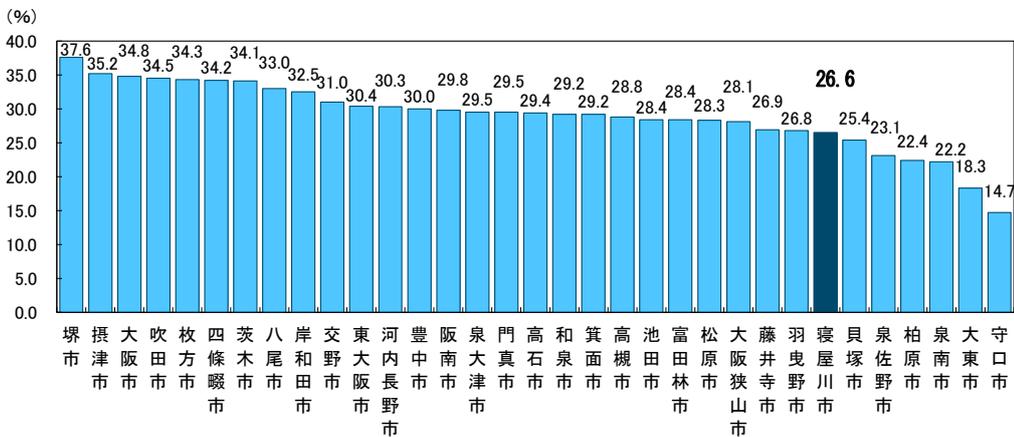
本市の審議会等委員の女性割合は上昇傾向で、令和2年は27.3%となっています。全国や大阪府の平均と比較可能な令和元年の比率は、全国平均、大阪府平均を下回っています。府内の市では低位に位置しています。

図 審議会などの委員の女性比率の推移（全国平均・府内市町村・寝屋川市）



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

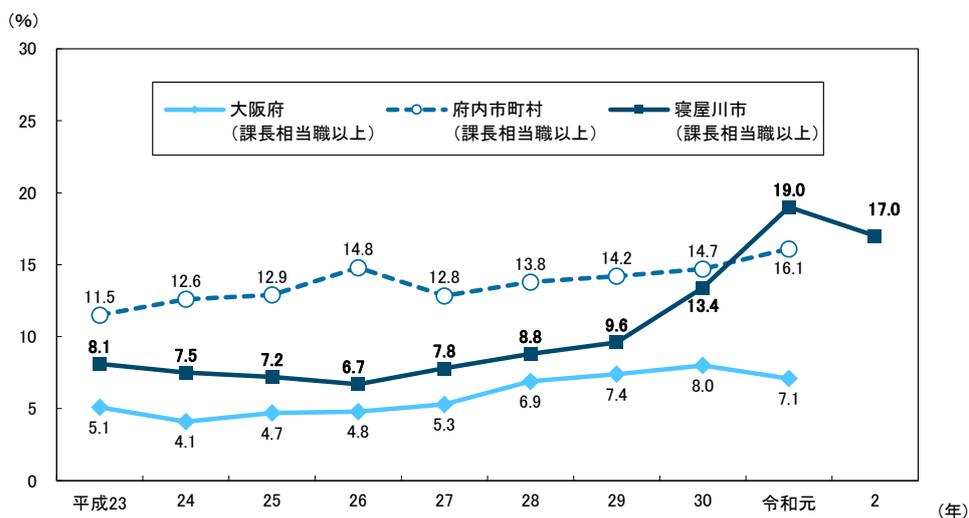
図 大阪府内市町村の状況（令和元年）



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

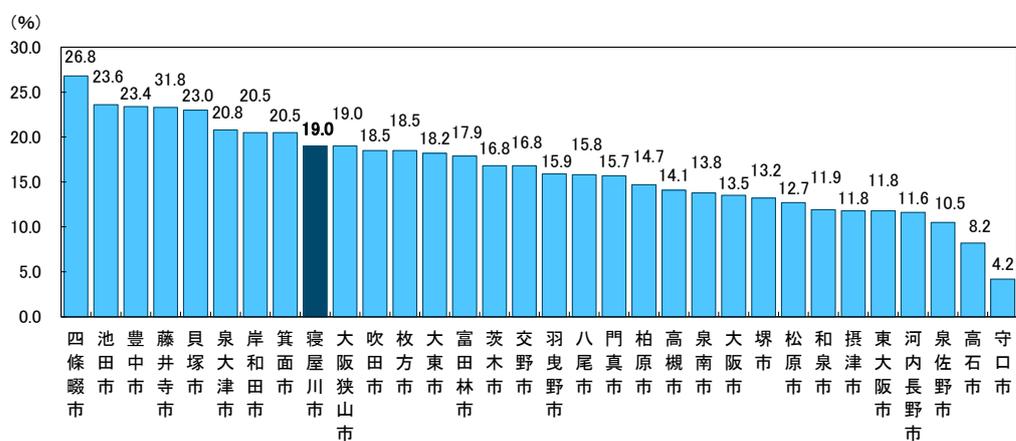
本市職員の女性管理職割合は、令和元年に大きく上昇しましたが、令和2年に17.0%に低下しました。比較可能な令和元年時点では、大阪府、府内市町村平均を上回っており、府内の市では9番目に位置しています。

図 府・市町村職員における女性管理職割合の推移（大阪府・府内市町村・寝屋川市）



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

図 大阪府内市町村の状況（令和元年）



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

教員に占める女性割合に対して、校長・教頭の女性割合は低くなっています。小学校の校長・教頭と中学校の教頭は女性がやや増えていますが、中学校校長は2人又は1人が続いています。

表 保育所・幼稚園・学校教員の女性割合（寝屋川市）

年度	公立保育所				公立幼保連携型認定こども園				公立幼稚園			
	園数	保育士数	うち女性	女性割合	園数	教員数	うち女性	女性割合	園数	教員数	うち女性	女性割合
平成26	7	90	90	100.0%					5	31	31	100.0%
27	6	85	85	100.0%					5	30	30	100.0%
28	6	82	82	100.0%	0	-	-	-	5	29	29	100.0%
29	6	74	74	100.0%	0	-	-	-	5	26	26	100.0%
30	6	79	79	100.0%	0	-	-	-	5	26	26	100.0%
令和元	6	88	88	100.0%	0	-	-	-	5	32	32	100.0%

年度	公立小学校				公立中学校			
	学校数	教員数	うち女性	女性割合	学校数	教員数	うち女性	女性割合
平成26	24	686	437	63.7%	12	424	188	44.3%
27	24	678	430	63.4%	12	420	190	45.2%
28	24	673	427	63.4%	12	398	177	44.5%
29	24	681	432	63.4%	12	394	169	42.9%
30	24	691	433	62.7%	12	388	174	44.8%
令和元	24	699	434	62.1%	12	387	172	44.4%

資料：幼稚園、小学校、中学校は文部科学省「学校基本調査」、保育所は、寝屋川市保育課

表 保育所・幼稚園・小中学校の校長・教頭の女性割合（寝屋川市）

年度	所長（保育所）			幼保連携型認定こども園			公立幼稚園・園長		
	計	女性	女性割合	計	女性	女性割合	計	女性	女性割合
平成26	7	7	100.0%				5	5	100.0%
27	6	6	100.0%				5	5	100.0%
28	6	6	100.0%	-	-	-	5	5	100.0%
29	6	6	100.0%	-	-	-	5	5	100.0%
30	6	6	100.0%	-	-	-	5	5	100.0%
令和元	6	6	100.0%	-	-	-	5	5	100.0%

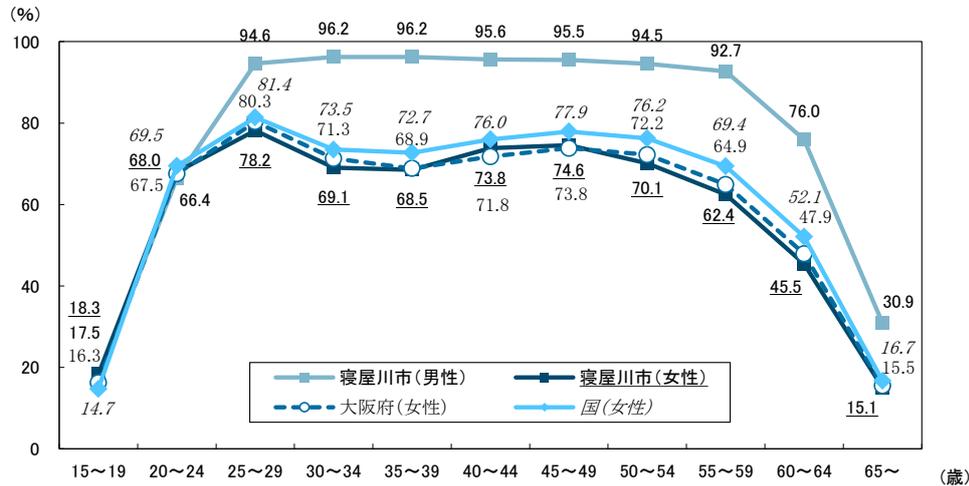
年度	公立小学校・校長			公立小学校・教頭			公立中学校・校長			公立中学校・教頭		
	計	女性	女性割合									
平成26	24	4	16.7%	24	5	20.8%	12	2	16.7%	12	0	0.0%
27	24	4	16.7%	24	8	33.3%	12	2	16.7%	12	1	8.3%
28	24	6	25.0%	24	6	25.0%	12	1	8.3%	12	2	16.7%
29	24	6	25.0%	24	7	29.2%	12	1	8.3%	12	4	33.3%
30	24	6	25.0%	24	8	33.3%	12	1	8.3%	12	4	33.3%
令和元	24	7	29.2%	24	7	29.2%	12	1	8.3%	12	3	25.0%

資料：幼稚園（学務課）、小学校、中学校は文部科学省「学校基本調査」、保育所は、寝屋川市保育課

(3) 女性の就労状況

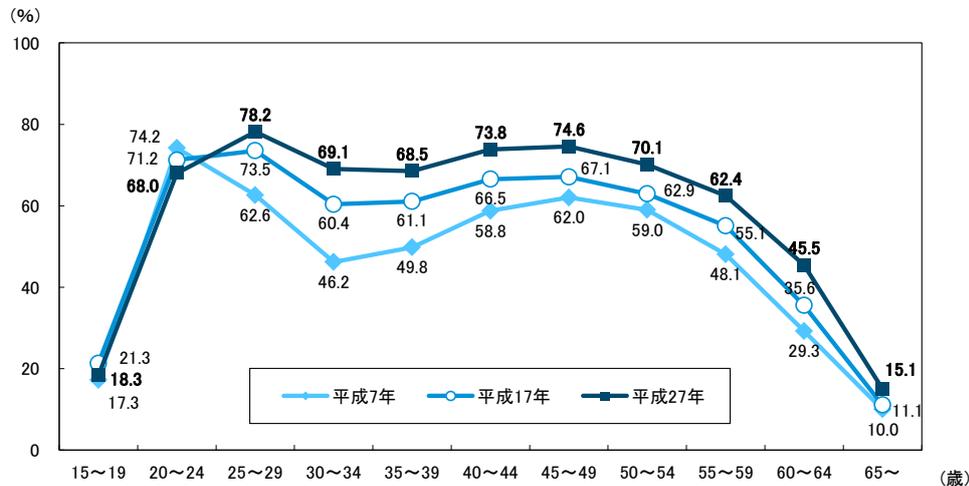
本市における年齢層別女性の労働力率は、おおむね大阪府平均をやや下回る割合となっています。全国的に子育て期の女性の労働力率は上昇しているのと同様に、本市においても、この20年で大きく上昇しています。特に30歳代前半の上昇幅が大きくなっています。

図 性別・年齢層別 労働力率（全国（女性）・大阪府（女性）・寝屋川市（女性・男性））



資料：総務省「国勢調査」平成27年

図 女性労働力率の経年変化（寝屋川市）



資料：総務省「国勢調査」

男女別に労働力人口と就業率を見ると、男性の労働力人口、就業率の低下に比べて、女性の労働力人口の低下幅は小さく、就業率は横ばいで推移しています。

人口の高齢化傾向により男性全体の就業率は低下していると考えられます。一方の女性は、ほぼ全ての年代で労働力率の上昇が見られており、高齢化の影響を上回るほど働く女性が増えたことが背景にあると考えられます。

本市では、平成17年までは、夫が就業者、妻が非就業者の世帯が共働き世帯を上回っていましたが、平成22年には逆転してその差は拡大傾向です。全国では平成9年に共働き世帯の割合が上回っています。

図 男女別労働力人口と就業率の推移（寝屋川市）

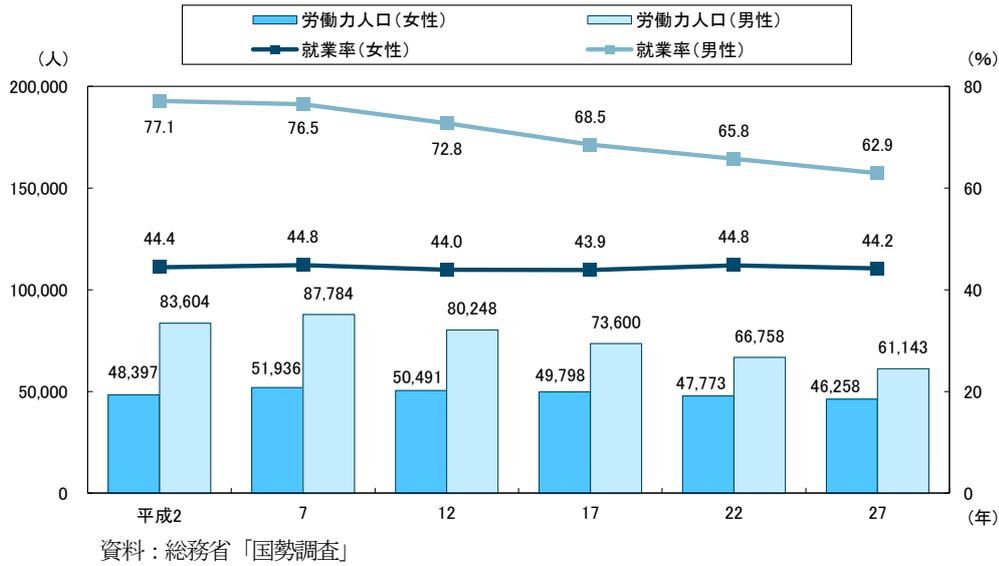


図 共働き世帯の推移（寝屋川市）

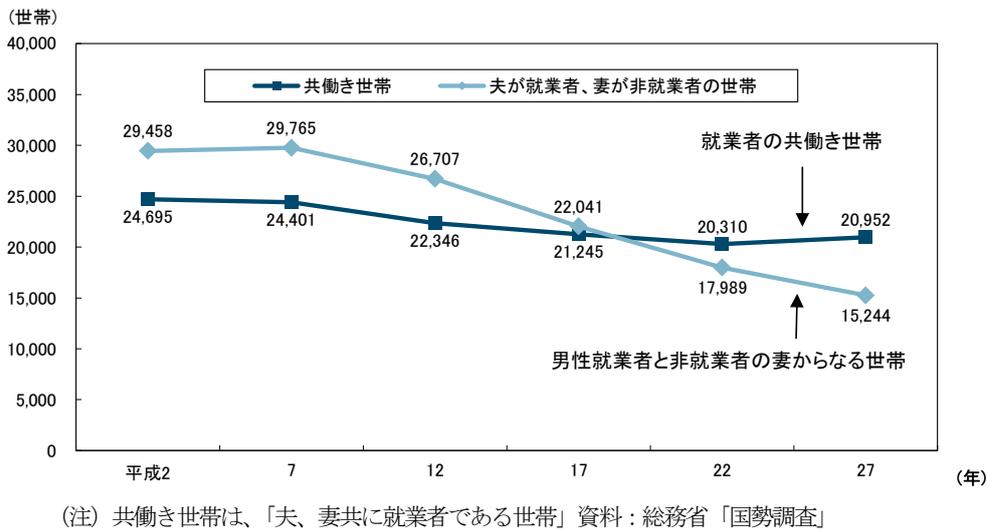
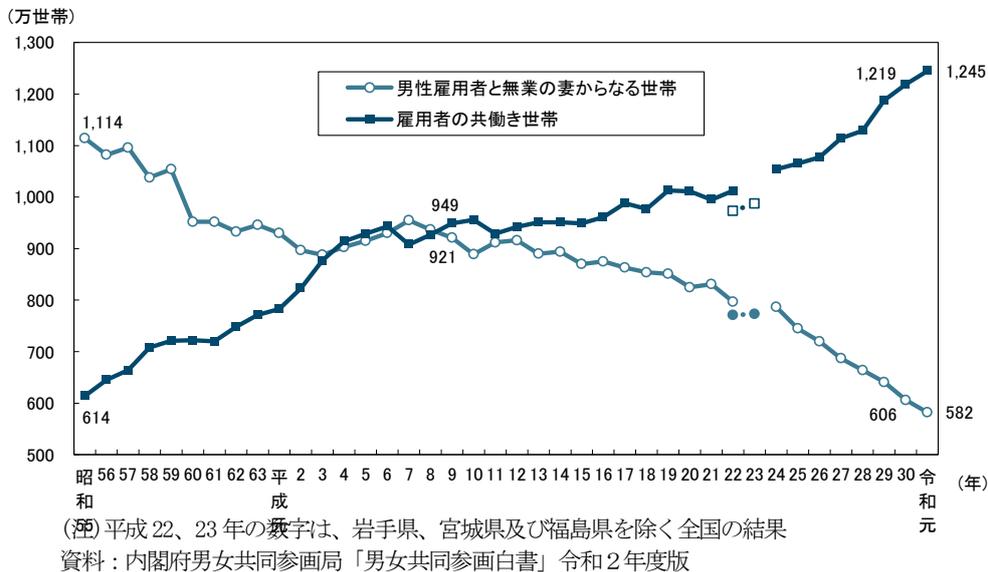


図 共働き世帯数などの推移（全国）

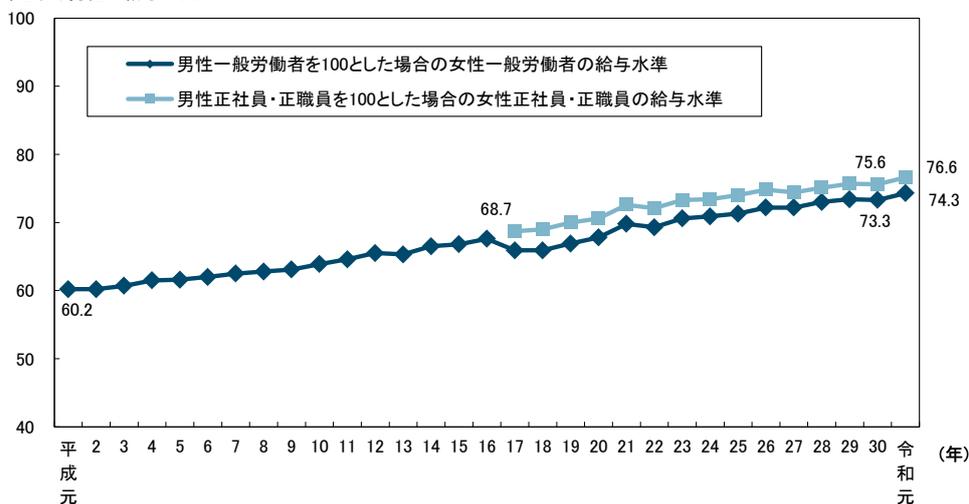


男女間の賃金格差は縮小傾向にあります。女性は男性の約75%の水準です。

本市における、男女雇用者の雇用形態別の構成をみると、男性は約78%が正規雇用者に対して、女性は正規雇用者が約40%にとどまり、この5年間でほとんど変化していません。

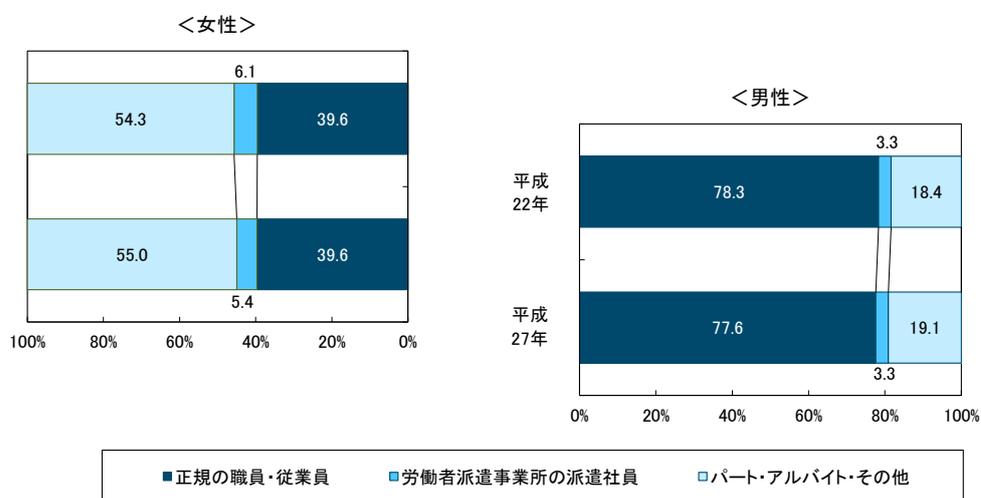
図 男女労働者の賃金格差の推移（男性一般労働者の給与水準を100とした場合）（全国）

（基準とする男性の給与=100）



資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」令和2年度版

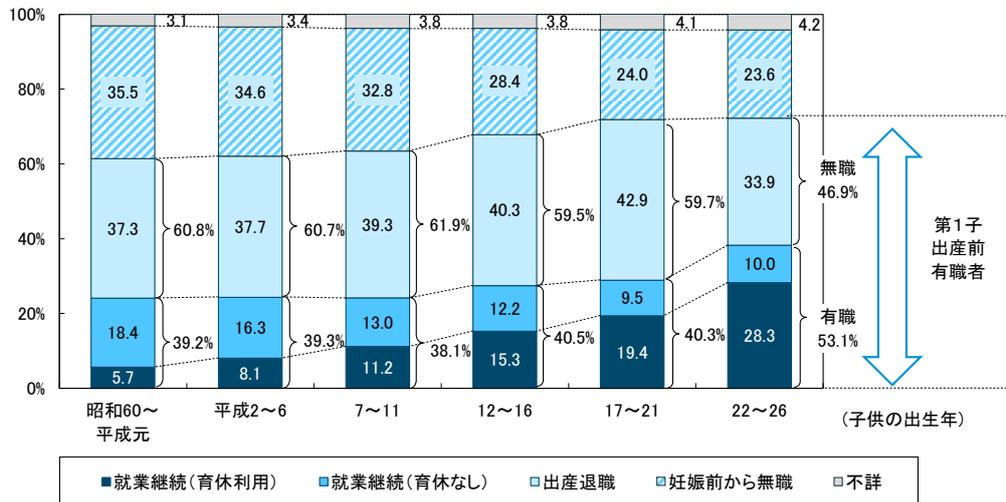
図 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移（寝屋川市）



第1子出産前後の妻の就業状況を見ると、以前は第1子出産を機に約6割が離職していましたが、直近の統計では離職する割合よりも就業を継続する割合が高くなっています。

ただ、夫と妻の仕事時間と家事関連時間を見ると、妻の就業状態に関わらず夫の家事関連時間はわずかとなっています。

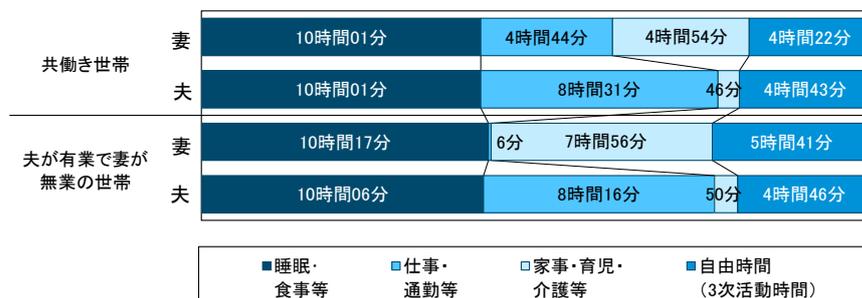
図 子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴（全国）



- (注) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦について集計。
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続(育休利用) — 妊娠判明時就業～育児休業取得～子供1歳時就業
 就業継続(育休なし) — 妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子供1歳時就業
 出産退職 — 妊娠判明時就業～子供1歳時無職
 妊娠前から無職 — 妊娠判明時無職

資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」令和元年度版

図 妻の就業状態別 夫と妻の仕事時間と家事関連時間（全国）

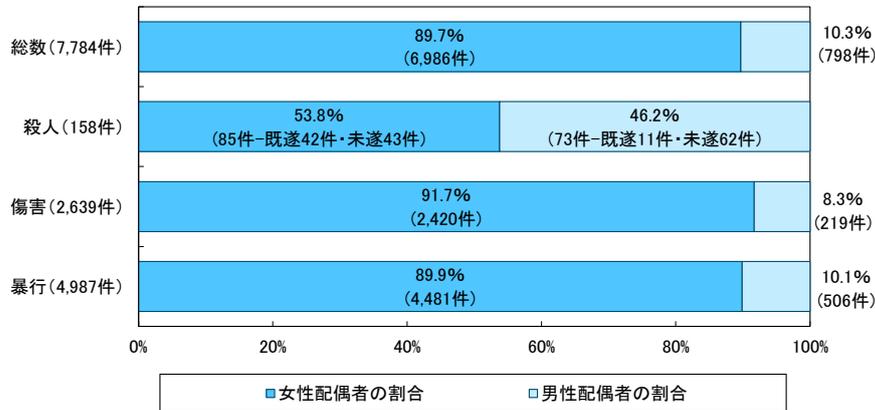


資料：総務省「社会生活基本調査」平成28年

(4) 女性に対する暴力、相談の状況

配偶者間の犯罪において、女性が被害者である割合は9割にのぼります。また、性犯罪の認知・相談において被害者の圧倒的多数が女性です。

図 配偶者による犯罪の種類・性別被害者の割合（全国）



(参考) 警察庁資料より作成

資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」令和2年度版

表 警察における刑法犯認知件数・相談件数（被害者の状況）

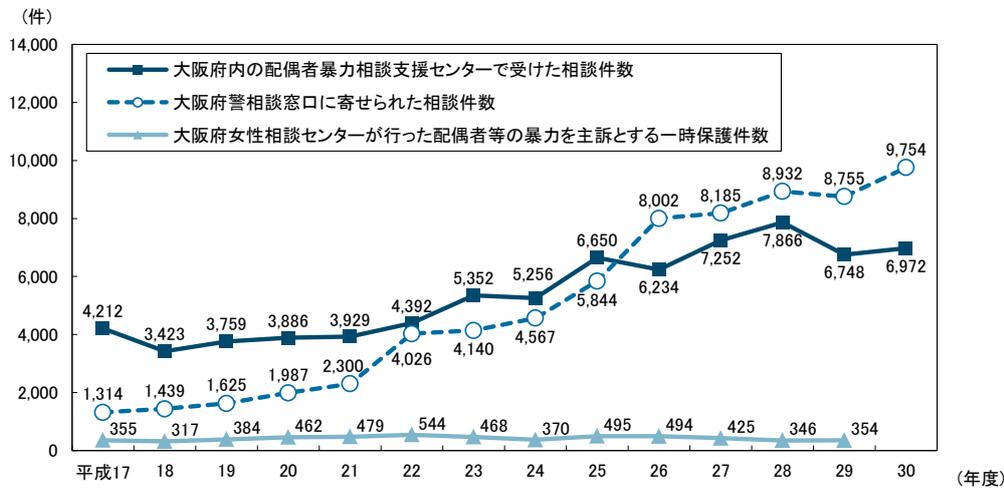
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
強制性交等	認知件数	1,167	989	1,109	1,307	1,405
	うち女性	1,167	989	1,094	1,251	1,355
	女性割合	100.0	100.0	98.6	95.7	96.4
強制わいせつ	認知件数	6,755	6,188	5,809	5,340	4,900
	うち女性	6,596	5,941	5,610	5,152	4,761
	女性割合	97.6	96.0	96.6	96.5	97.2
公然わいせつ	認知件数	1,138	962	825	788	8/13 現在
	うち女性	1,039	883	750	697	未公表
	女性割合	91.3	91.8	90.9	88.5	
略取誘拐・人身売買	認知件数	191	228	239	304	293
	うち女性	144	188	203	247	245
	女性割合	75.4	82.5	84.9	81.3	83.6
配偶者からの暴力	相談件数	63,141	69,908	72,455	77,482	82,207
	うち女性	55,584	59,412	60,015	61,518	64,392
	女性割合	88.0	85.0	82.8	79.4	78.3
ストーカー	相談件数	21,968	22,737	23,079	21,556	20,912
	うち女性	19,627	20,180	20,381	18,949	18,403
	女性割合	89.3	88.8	88.3	87.9	88.0
私事性的画像被害*	相談件数	1,143	1,063	1,243	1,347	1,479
	うち女性	1,041	979	1,138	1,257	1,382
	女性割合	91.1	92.1	91.6	93.3	93.4

資料：警察庁統計資料

*プライベートな性的画像を、その撮影対象者の同意なく公表する行為

大阪府内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、平成 28 年度以降やや減少していますが、大阪府警に寄せられた相談件数が大きく増加しています。

図 大阪府のDV関係の相談件数



資料：大阪府「大阪府の男女共同参画の現状と施策」

男女共同参画推進センターにおける相談件数は、近年 400 件前後で推移しています。

男性のための悩み相談は、直近 2 年間は 10 件余りとなっています。

女性の心の悩み相談のうち、令和元年のDVを主訴とする相談は 64 件で約 17%となっています。

表 男女共同参画推進センターにおける相談の状況

		平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度
女性の心の悩み相談	面接	197	242	201	200	237	252
	電話	143	150	196	154	145	126
うちDVを主訴とする相談		(55)	(80)	(26)	(47)	(56)	(64)
男性のための悩み相談		7	10	20	18	13	11
女性のための法律相談		45	41	37	26	28	36
相談 計		392	443	454	398	423	425

資料：寝屋川市人権・男女共同参画課

(5) 健康づくり

女性に特有のがん検診の受診率は、近年4～5%程度で推移しています。

表 健康診断、各種検診実施状況（寝屋川市）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
胃がん検診	受診者	3,356	3,814	4,390	4,075	3,835
	受診率	2.1	2.4	2.7	2.5	2.4
肺がん検診	受診者	3,777	4,408	5,105	4,829	4,585
	受診率	2.6	3.0	3.5	3.3	3.1
大腸がん検診	受診者	8,180	7,108	7,480	7,234	6,884
	受診率	5.6	4.8	5.1	4.9	4.6
乳がん検診	受診者	4,840	3,716	3,823	4,057	3,572
	受診率	5.3	4.1	4.2	4.5	4.0
子宮がん検診	受診者	5,162	5,334	5,115	4,944	4,865
	受診率	5.0	5.2	5.0	4.9	4.8
前立腺がん検診	受診者	989	1,248	1,582	1,555	1,443
	受診率	2.0	2.5	3.2	3.1	2.8

資料：寝屋川市健康づくり推進課

2. 男女共同参画に関する年表

3. 用語解説

4. 寝屋川市男女共同参画審議会委員名簿

5. 寝屋川市男女共同参画審議会 開催経過
